「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和元年9月27日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について,下記のとおり必要な改正を行いましたので,公表します。

記

赤字が修正部分

改正
令和元年9月 出入国在留管理庁
(制定履歴)
・平成31年3月20日公表
・令和元年9月27日一部改正
は, 平成31年4月1 特定技能外国人の受入れの申請は, 全国の地方出入
理局(空港支局を除 国在留管理局(空港支局を除く。)で受け付け <mark>てい</mark> ます。
援機関の登録申請 また,登録支援機関の登録申請についても同様です。
は,別紙2のとおりで 在留諸申請に必要な書類の一覧は,別紙2のとおりで
-ムページ(<mark>平成31</mark> す。なお , <mark>法務省ホームページに様式を掲載しています</mark>
以下同じ。)に様式 ので,御活用ください。
l I.
管は,別紙3のとおり 登録支援機関に必要な書類の一覧は,別紙3のとおり
ームページ(平成3 です。なお,法務省ホームページに様式を掲載していま
。以下同じ。)に様 すので,御活用〈ださい。

			式を掲載していますので,御活用〈ださい。	
6	P 1 3	第4章第1節	·健康診断個人票(参考様式第1 - 3号)	·健康診断個人票(参考様式第1 - 3号) 10 か国語の翻
		(2)健康状態に関す	・受診者の申告書(参考様式第1 - 3号(別紙))	訳様式を HP 掲載
		るもの		·受診者の申告書(参考様式第1 - 3号(別紙)) 10 か国
		【確認対象の書類】		語の翻訳様式を HP 掲載
7	P 1 4	(3)技能水準に関す	技能実習2号を修了した者には,技能実習法施行前	技能実習2号を修了した者には,技能実習法施行前の
		るもの	の技能実習2号を修了した技能実習生や,在留資格	技能実習2号を修了した技能実習生や,在留資格「技能
		4つ目	「技能実習」が創設される前の「特定活動」(技能実習)	実習」が創設される前の「特定活動」(技能実習)をもって
			をもって在留していた技能実習生(「研修」及び「特定活	在留していた技能実習生(「研修」及び「特定活動」で在
			動」で在留した期間が2年10か月 <mark>を超えている</mark> 者に限	留した期間が2年10か月以上の者に限る。)も含まれま
			る。)も含まれます。	ं इं.
8	P 1 4	【確認対象の書類】	・特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号)	·特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号) 10 か
				国語の翻訳様式を HP 掲載
9	P 1 5	【確認対象の書類】	<技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明	<技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明す
			する場合 >	る場合 >
			・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の	・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専
			実技試験の合格証明書の写し	門級)の実技試験の合格証明書の写し
			*技能検定等に合格している場合	*技能検定等に合格している場合
			(略)	*提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)
				(略)
1 0	P 1 5	【留意事項】	「技能実習2号を良好に修了している」とは,技能実習	「技能実習2号を良好に修了している」とは,技能実習
		5つ目	を2年10か月以上修了し, 第2号技能実習計画にお	を2年10か月以上修了し, 第2号技能実習計画にお
			ける目標である技能検定3級若し<はこれに相当する技	ける目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技
			能実習評価試験の実技試験に合格していること,又	能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格しているこ
			は, 技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価	と,又は, 技能検定3級及びこれに相当する技能実習
			試験の実技試験に合格していないものの,特定技能外	評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの,
			国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実	特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者

	1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
			習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人	(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当
			の実習中の出勤状況や技能等の修得状況,生活態度	該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況,生
			等を記載した評価に関する書面により,技能実習2号を	活態度等を記載した評価に関する書面により,技能実習
			良好に修了したと認められることをいいます。ただし,特	2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただ
			定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関	し,特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属
			が,当該外国人を技能実習生として受け入れていた実	機関が,当該外国人を技能実習生として受け入れていた
			習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修	実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を
			了して帰国した後に,同一の実習実施者と特定技能雇	修了して帰国した後に,同一の実習実施者と特定技能雇
			用契約を締結する場合を含む。)には,過去1年以内に	用契約を締結する場合を含む。)には,過去1年以内に
			技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制	技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制度
			度における「改善指導」を含む。)を受けていない場合に	における「改善指導」を含む。)を受けていない場合には,
			は評価調書の提出を省略することができます。	技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験
				(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書
				の提出を省略することができます。
1 1	P 1 6	7つ目	技能実習2号修了者は,第2号技能実習計画におい	技能実習2号修了者は,第2号技能実習計画において
			て目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する	目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能
			技能実習評価試験の実技試験を受検しなければなりま	実習評価試験(専門級)の実技試験を受検しなければな
			せん。また,実習実施者においては,技能実習生が修	りません。また,実習実施者においては,技能実習生が
			得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととさ	修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととさ
			れていること(技能実習法第9条第5号)に留意が必要	れていること(技能実習法第9条第5号)に留意が必要で
			です。	す。
1 2	P 1 6	8つ目	なお,技能実習法の適用がある技能実習生につい	なお,技能実習法の適用がある技能実習生について,
			て,受検の申込みをしたものの,病気等のやむを得ない	受検の申込みをしたものの,病気等のやむを得ない事情
			事情により受検ができなかったことにより,技能検定3級	により受検ができなかったことにより,技能検定3級又はこ
			又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に	れに相当する技能実習評価試験(<mark>専門級)</mark> の実技試験
			合格していない場合には,技能実習生に関する評価調	に合格していない場合には,技能実習生に関する評価調
			書(参考様式第1 - 2号)等においてその理由を説明い	書(参考様式第1-2号)等においてその理由を説明いた
			ただくことになります。	だくことになります。
	1	1		

1 3	P 1 6	9つ目	(追加)	当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者か
13	FIU) JO		
				ら評価調書(参考様式第1 - 2号)の提出を受けることが
				できないなど,技能実習2号を良好に修了したことの証明
				ができない場合には、評価調書(参考様式第1-2号)を
				提出することができないことの経緯を説明する理由書(任
				意様式)のほか,評価調書(参考様式第1-2号)に代わ
				る文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該
				外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技
				能実習の実施状況を説明する文書(任意様式)を提出い
				ただいた上で,出入国在留管理庁において,技能実習2
				号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可
				能ですので、まずは地方出入国在留管理局に相談してく
				ださい。
1 4	P 1 7	(4)日本語能力に	・特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号)	·特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号) 10 か
		関するもの		国語の翻訳様式を HP 掲載
		【確認対象の書類】		
1 5	P 1 8	【確認対象の書類】	<技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明	<技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明す
			する場合 >	る場合 >
			・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の	・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専
			実技試験の合格証明書の写し	門級)の実技試験の合格証明書の写し
			*技能検定等に合格している場合	*技能検定等に合格している場合
			(略)	*提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)
				(略)
1 6	P 1 8	【留意事項】	「技能実習2号を良好に修了している」とは,技能実習	「技能実習2号を良好に修了している」とは,技能実習
		4つ目	を2年10か月以上修了し, 第2号技能実習計画にお	を2年10か月以上修了し, 第2号技能実習計画にお
			ける目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技	ける目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技
			能実習評価試験の実技試験に合格していること,又	能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格しているこ
			は, 技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価	と,又は, 技能検定3級及びこれに相当する技能実習
L	ı	ı		

			試験の実技試験に合格していないものの,特定技能外	評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの,
			国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実	特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者
			習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人	(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当
			の実習中の出勤状況や技能等の修得状況 , 生活態度	該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況,生
			等を記載した評価に関する書面により,技能実習2号を	活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習
			良好に修了したと認められることをいいます。ただし,特	2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただ
			定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関	し,特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属
			が,当該外国人を技能実習生として受け入れていた実	機関が,当該外国人を技能実習生として受け入れていた
			習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修	実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を
			了して帰国した後に,同一の実習実施者と特定技能雇	修了して帰国した後に,同一の実習実施者と特定技能雇
			用契約を締結する場合を含む。)には,過去1年以内に	用契約を締結する場合を含む。)には,過去1年以内に
			技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制	技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制度
			度における「改善指導」を含む。)を受けていない場合に	における「改善指導」を含む。)を受けていない場合には,
			は評価調書の提出を省略することができます。	技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験
				(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書
				の提出を省略することができます。
1 7	P 1 8	6つ目	技能実習2号修了者は,第2号技能実習計画におい	技能実習2号修了者は,第2号技能実習計画において
			て目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する	目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能
			技能実習評価試験の実技試験を受検しなければなりま	実習評価試験(専門級)の実技試験を受検しなければな
			せん。また,実習実施者においては,技能実習生が修	りません。また,実習実施者においては,技能実習生が
			得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととさ	修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととさ
			れていること(技能実習法第9条第5号)に留意が必要	れていること(技能実習法第9条第5号)に留意が必要で
			です。	す。
1 8	P 1 8	7つ目	なお,技能実習法の適用がある技能実習生につい	なお,技能実習法の適用がある技能実習生について,
			て,受検の申込みをしたものの,病気等のやむを得ない	受検の申込みをしたものの,病気等のやむを得ない事情
			事情により受検ができなかったことにより,技能検定3級	により受検ができなかったことにより,技能検定3級又はこ
			又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に	れに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験
			合格していない場合には,技能実習生に関する評価調	に合格していない場合には,技能実習生に関する評価調
		•		

			書(参考様式第1 - 2号)等においてその理由を説明い	書(参考様式第1‐2号)等においてその理由を説明いた
			ただくことになります。	だくことになります。
1 9	P 1 8	8つ目	(追加)	当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者か
				ら評価調書(参考様式第1 - 2号)の提出を受けることが
				できないなど,技能実習2号を良好に修了したことの証明
				ができない場合には,評価調書(参考様式第1 - 2号)を
				提出することができないことの経緯を説明する理由書(任
				意様式)のほか,評価調書(参考様式第1-2号)に代わ
				る文書として,例えば,当時の技能実習指導員等の当該
				外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技
				能実習の実施状況を説明する文書(任意様式)を提出い
				ただいた上で,出入国在留管理庁において,技能実習2
				号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可
				能ですので,まずは地方出入国在留管理局に相談して〈
				ださい。
2 0	P 1 9	(5)退去強制令書の	上陸基準省令(特定技能1号)	上陸基準省令(特定技能1号)
		円滑な執行への協	(略)	(略)
		力に関するもの		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準
		【関係規定】		を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に
				基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又
				は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域
				の権限ある機関を定める件(平成31年法務省告示第85
				号)
				出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準
				を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第
				1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項
				の下欄第1号ホ及び法別表第1の2の表の特定技能の項の
				│下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第1号ニの法務大臣

				が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外
				国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令(平成10
				年政令第178号)第1条に定める地域の権限ある機関は,
				イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める
				地域の権限ある機関とする。
2 1	P 1 9	【留意事項】	対象となる国は,出入国在留管理庁ホームページで	退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域と
			おってお知らせします(2019年3月20日時点未告	は,告示で定める次の国・地域をいいます(平成31年4
			示)。	月1日時点)。
				・イラン・イスラム共和国
2 2	P 2 0	(6)通算在留期間に	·特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号)	·特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号) 10 か
		関するもの		国語の翻訳様式を HP 掲載
		【確認対象の書類】		
2 3	P 2 1	(7)保証金の徴収・	・事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号)	·事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号) 10 か国
		違約金契約等に関	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)	語の翻訳様式を HP 掲載
		するもの	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)
		【確認対象の書類】	号)	10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
				·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17号)
				10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
2 4	P 2 1	【留意事項】	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的とし	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的として,
		4つ目	て,外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とす	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二
			る二国間取決めを送出国政府との間で作成することとし	国間取決めを送出国政府との間で作成することとしてい
			ています。 二国間取決めが作成された場合には , 順	ます。二国間取決めが作成された場合には,順次, <mark>法務</mark>
			次 , <mark>出入国在留管理庁の</mark> ホームページで , 必要な情報	省ホームページで,必要な情報等を掲載していくこととし
			等を掲載していくこととしています。 特定技能外国人との	ています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結する
			間で雇用契約を締結するに当たって,海外の取次機関	に当たって,海外の取次機関が関与する場合には,保証
			が関与する場合には,保証金等を徴収する悪質な仲介	金等を徴収する悪質な仲介事業者(ブローカー)が関与
			事業者(ブローカー)が関与することがないよう当該情報	することがないよう当該情報を活用して〈ださい(なお,二
			を活用して〈ださい(なお,二国間取決めを作成した国	国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であって
			で泊用して、/にCVI(なの,―国间収次のでFRUに国	四回収/大切をTFIXUに国以外の国籍を有する有じので

	-			T
			以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能	も受け入れることは可能です。)。
			です。)。	
2 5	P 2 2	5つ目	○ また,技能実習制度では,本制度と同様に送出国政	○ また,技能実習制度では,本制度と同様に送出国政府
			府との間で二国間取決めを作成し,送出国政府が認定	との間で二国間取決めを作成し,送出国政府が認定した
			した送出機関について,外国人技能実習機構のホーム	送出機関について,外国人技能実習機構のホームペー
			ページで公表しているほか,出入国在留管理庁のホー	ジで公表しているほか , <mark>法務省</mark> ホームページでも公表す
			ムページでも公表することとしていますので当該情報も	ることとしていますので当該情報も御参照ください。
			御参照〈ださい。	
2 6	P 2 3	(8)費用負担の合意	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
		に関するもの	・事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号)	翻訳様式を HP 掲載
		【確認対象の書類】	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)	·事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号) 10 か国
			・徴収費用の説明書(参考様式第1 - 9号)	語の翻訳様式を HP 掲載
			·1号特定技能外国人支援計画書(参考用紙第1 - 17	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)
			号)	10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
				·徴収費用の説明書(参考様式第1 - 9号)
				·1号特定技能外国人支援計画書(参考 <mark>樣式</mark> 第1 - 17号)
				10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
2 7	P 2 4	(9)本国において遵	【確認対象の書類】	(削除)
		守すべき手続に関す	< フィリピン >	
		るもの	·海外雇用許可証(Overseas Employment Certificate)	
2 8	P 2 4	【留意事項】	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的とし	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的として,
		1つ目	て,外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国
			二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしてい	間取決めを送出国政府との間で作成することとしているとこ
			るところ,二国間取決めにおいて,「遵守すべき手続」が定	ろ,二国間取決めにおいて,「遵守すべき手続」が定められ
			められた場合など必要な情報が示された場合には,出入	た場合など必要な情報が示された場合には,法務省ホーム
			国在留管理庁のホームページで,お知らせします(なお,	ページで, 随時お知らせします(なお, 二国間取決めを作成
			二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっ	した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可
			ても受け入れることは可能です。)。	能です。)。
<u>-</u>		·		·

2 9	P 2 4		ミャンマーについては,同国において海外に渡航して	(削除)
			労働を行う場合の手続を経た者は,登録証(通称スマート	
			カード)を取得するよう勧奨されています。	
3 0	P 2 5	第2節	·健康診断個人票(参考様式第1 - 3号)	·健康診断個人票(参考様式第1 - 3号) 10 か <mark>国語の翻</mark>
		(2)健康状態に関す	・受診者の申告書(参考様式第1-3号(別紙))	訳様式を HP 掲載
		るもの		·受診者の申告書(参考様式第1 - 3号(別紙)) 10 か国
		【確認対象の書類】		語の翻訳様式を HP 掲載
3 1	P 2 6	(3)技能水準に関す	・特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号)	·特定技能外国人の履歴書(参考様式第1 - 1号) 10 か
		るもの	(略)	国語の翻訳様式を HP 掲載
		【確認対象の書類】		(略)
3 2	P 2 7	(4)退去強制令書の	上陸基準省令(特定技能2号)	上陸基準省令(特定技能2号)
		円滑な執行への協	(略)	(略)
		力に関するもの		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準
		【関係規定】		を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に
				基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又
				は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域
				の権限ある機関を定める件(平成31年法務省告示第85
				号)
				出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準
				を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第
				1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項
				の下欄第1号ホ及び法別表第1の2の表の特定技能の項の
				下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第1号ニの法務大臣
				が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外
				国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令(平成10
				年政令第178号)第1条に定める地域の権限ある機関は,
				イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める
				地域の権限ある機関とする。
	1			

		T		
3 3	P 2 7	【留意事項】	対象となる国は、出入国在留管理庁ホームページで	退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域と
			おってお知らせします(2019年3月20日時点未告	は,告示で定める次の国・地域をいいます(平成31年4
			示)。	月1日時点)。
				・ イラン・イスラム共和国
3 4	P 2 8	(5)保証金の徴収・	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)
		違約金契約等に関		10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
		するもの		
		【確認対象の書類】		
3 5	P 2 8	2つ目	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的とし	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的として,
			て,外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国
			二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしてい	間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。
			ます。二国間取決めが作成された場合には,順次,出入	二国間取決めが作成された場合には,順次,法務省ホーム
			国在留管理庁のホームページで , 二国間取決め作成に	ページで,二国間取決め作成に係る情報等を掲載していく
			係る情報等を掲載していくこととしています。特定技能外	こととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締
			国人との間で雇用契約を締結するに当たって,海外の取	結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、
			次機関が関与する場合には,保証金等を徴収する悪質な	保証金等を徴収する悪質な仲介事業者(ブローカー)が関
			仲介事業者(ブローカー)が関与することがないよう当該情	与することがないよう当該情報を活用して〈ださい(なお,二
			報を活用して〈ださい(なお,二国間取決めを作成した国	国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても
			以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能で	受け入れることは可能です。)。
			す。)。	
3 6	P 2 9	3つ目	○ また,技能実習制度では,本制度と同様に送出国政	○ また,技能実習制度では,本制度と同様に送出国政府
			府との間で二国間取決めを作成し,送出国政府が認定し	との間で二国間取決めを作成し,送出国政府が認定した送
			た送出機関について,外国人技能実習機構のホームペー	出機関について,外国人技能実習機構のホームページで
			ジで公表しているほか, <mark>出入国在留管理庁のホームペー</mark>	公表しているほか,法務省ホームページでも公表することと
			ジでも公表することとしていますので,当該情報も御参照〈	していますので,当該情報も御参照〈ださい。
			ださい。	
3 7	P 3 0	(6)費用負担の合意	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
		に関するもの	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)	翻訳様式を HP 掲載
	I	1		

		【確認対象の書類】	(略)	・支払費用の同意書及び明細書(参考様式第1 - 8号)
				10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
				(略)
3 8	P 3 1	(7)本国において遵	【確認対象の書類】	(削除)
		守すべき手続に関す	< フィリピン >	
		るもの	·海外雇用許可証(Overseas Employment Certificate)	
3 9	P 3 1	【留意事項】	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的とし	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的として,
		1つ目	て,外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とす	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二
			る二国間取決めを送出国政府との間で作成することとし	国間取決めを送出国政府との間で作成することとしてい
			ているところ,二国間取決めにおいて,「遵守すべき手	るところ,二国間取決めにおいて,「遵守すべき手続」が
			続」が定められた場合など必要な情報が示された場合	定められた場合など必要な情報が示された場合には,法
			には, 出入国在留管理庁のホームページで, お知らせ	務省ホームページで , 随時 お知らせします (なお , 二国間
			します(なお , 二国間取決めを作成した国以外の国籍を	取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受
			有する者であっても受け入れることは可能です。)。	け入れることは可能です。)。
4 0	P 3 1		ミャンマーについては,同国において海外に渡航して	(削除)
			労働を行う場合の手続を経た者は,登録証(通称スマ	
			ートカード)を取得するよう勧奨されています。	
4 1	P 3 2	(8)技能実習により	・技能移転に係る申告書(参考様式第1 - 10号)	・技能移転に係る申告書(参考様式第1-10号) 10 か
		修得等した技能等の		国語の翻訳様式を HP 掲載
		本国への移転に関す		
		るもの		
		【確認対象の書類】		
4 2	P 3 7	第5章第1節第1	・特定技能雇用契約書の写し(参考様式第1 - 5号)	・特定技能雇用契約書の写し(参考様式第1 - 5号) 10
		(1)従事させる業務	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	か国語の翻訳様式を HP 掲載
		に関するもの		・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
		【確認対象の書類】		翻訳様式を HP 掲載
4 3	P 3 8	(2)所定労働時間に	·雇用条件書(参考様式第1 - 6号)	·雇用条件書(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の翻訳様
		関するもの		式を HP 掲載

		【確認対象の書類】		
4 4	P 3 9	(3)報酬等に関する	・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1	・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1 -
		もの	- 4号)	4号)
		【確認対象の書類】	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
				翻訳様式を HP 掲載
4 5	P 4 0	(4)一時帰国のため	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
		の有給休暇取得に		翻訳様式を HP 掲載
		関するもの		
		【確認対象の書類】		
4 6	P 4 3	第2	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
		(1)帰国担保措置に		翻訳様式を HP 掲載
		関するもの		
		【確認対象の書類】		
4 7	P 4 5	第2節第1	労働関係法令の遵守	労働関係法令の遵守
		(1)労働,社会保険	(略)	(略)
		及び租税に関する法	<雇用契約の成立をあっせんする者がある場合>	<雇用契約の成立の経緯>
		令の規定の遵守に関	・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1 - 16号)	・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)
		するもの	・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス	* あっせんする者の有無にかかわらず提出
		【確認対象の書類】	総合サイト」の画面を印刷したもの	・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総
		1つ目		合サイト」の画面を印刷したもの
				* あっせんする者がある場合のみ提出
4 8	P 4 5 - 4 6	2つ目	社会保険関係法令の遵守	社会保険関係法令の遵守
			<健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合>	<健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合>
			・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し(在留諸申	・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し(在留諸申請
			請の日の属する月の前々月までの24か月分全て)又は社	の日の属する月の前々月までの24か月分全て)又は社会
			会保険料納入状況照会回答票	保険料納入状況照会回答票
			*健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納	*健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入

			入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を	状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要す
			要することから、反映前に提出する場合は、社会保険	ることから,反映前に提出する場合は,社会保険料納入
			料納入状況照会回答票に加え,該当する月の健康保	状況照会回答票に加え,該当する月の健康保険・厚生
			険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出して〈ださ	年金保険料領収証書の写しも提出してください。
			l1°	*健康保険組合管掌の適用事業所であって,領収証書の
				写しの提出が困難である場合は,日本年金機構が発行
				する社会保険料納入状況照会回答票に加え,管轄の健
				康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料
				の納付状況を証明する書類を提出してください。
4 9	P 4 7	【留意事項】	労働関係法令を遵守しているとは,具体的には次の	労働関係法令を遵守しているとは,具体的には次の場
		1つ目	場合をいいます。	合をいいます。
			(略)	(略)
			・雇用保険及び労災保険の適用事業所である場合は,当	・雇用保険及び労災保険の適用事業所である場合は,当
			該保険の適用手続及び保険料の納付を適切に行ってい	該保険の適用手続及び保険料の納付を適切に行っている
			ること。なお、労働保険の保険料の未納があった場合であ	こと。労働保険料等納付証明書(未納なし証明)は,都道府
			っても,地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納	県労働局へ申請して〈ださい。なお , 労働保険の保険料の
			付手続を行った場合には,労働関係法令を遵守している	未納があった場合であっても,地方出入国在留管理局の助
			ものと評価されますので,必要な手続を行って〈ださい。	言・指導に基づき納付手続を行った場合には,労働関係法
			(略)	令を遵守しているものと評価されますので,必要な手続を行
				ってください。
				(略)
5 0	P 5 2	(4)関係法律による	次のいずれかに該当する者が,関係法律による刑罰	次のいずれかに該当する場合には, 欠格事由に該当
		刑罰を受けたことに	を受けている場合には,欠格事由に該当し,特定技能	し,特定技能所属機関になることはできません。
		よる欠格事由	所属機関になることはできません。	(略)
		1つ目	(略)	
5 1	P 5 6	(7)出入国又は労働	特定技能基準省令第2条	特定技能基準省令第2条
		関係法令に関する不	(略)	(略)
		正行為を行ったこと	(その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は	(その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著

		に関するもの	著し〈不当な行為として想定されるもの)	し〈不当な行為として想定されるもの)
		【関係規定】	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著し〈不	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著し〈不当
			当な行為	な行為
			イ~口 (略)	イ~口 (略)
			ハ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を	ハ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改
			改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)に	正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による
			よる改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第	改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第
			1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上	2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省
			陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の	令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の
			技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下	項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号の
			欄第18号の表に掲げる行為又は同号口に掲げる活	表に掲げる行為又は同号口に掲げる活動の項の下欄
			動の項の下欄第16号の表に掲げる行為	第16号の表に掲げる行為(<mark>技能実習の適正な実施を</mark>
			二 他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不	妨げるものに限る。)
			正又は著し〈不当な行為を行った当時,当該他の機	ニ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の
			関の経営者,役員又は管理者として外国人の受入	保護に関する法律(平成28年11月28日法律第89
			れ,雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた	号)第37条第1項の規定により監理許可を取り消され
			行為	た法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因と
				なった行為
				ホ 他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不
				正又は著し〈不当な行為を行った当時 , 当該他の機関
				の経営者,役員又は管理者として外国人の受入れ,
				雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
5 2	P 6 1	(10)保証金の徴	・事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号)	·事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号) 10 か国
		収·違約金契約等に	* 1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関	語の翻訳様式を HP 掲載
		よる欠格事由	のみ	* 1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関の
		【確認対象の書類】		み
5 3	P 6 1	【留意事項】	本制度では , 悪質な仲介事業者の排除を目的とし	本制度では,悪質な仲介事業者の排除を目的として,
		3つ目	て,外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とす	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二

	1			
			る二国間取決めを送出国政府との間で作成することとし	国間取決めを送出国政府との間で作成することとしてい
			ています。 二国間取決めが作成された場合には , 順	ます。二国間取決めが作成された場合には,順次,法務
			次 , 出入国在留管理庁のホームページで , 必要な情報	省ホームページで,必要な情報等を掲載していくこととし
			等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との	ています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結する
			間で雇用契約を締結するに当たって,海外の取次機関	に当たって,海外の取次機関が関与する場合には,保証
			が関与する場合には,保証金等を徴収する悪質な仲介	金等を徴収する悪質な仲介事業者(ブローカー)が関与
			事業者(ブローカー)が関与することがないよう当該情報	することがないよう当該情報を活用して〈ださい(なお,二
			を活用して〈ださい(なお,二国間取決めを作成した国	国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であって
			以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能	も受け入れることは可能です。)。
			です。)。	
5 4	P 6 1 - 6 2	4つ目	○ また,技能実習制度において,本制度と同様に送出	〇 また,技能実習制度において,本制度と同様に送出国
			国政府との間で二国間取決めを作成し,送出国政府が	政府との間で二国間取決めを作成し,送出国政府が認
			認定した送出機関について,外国人技能実習機構のホ	定した送出機関について,外国人技能実習機構のホー
			ームページで公表しているほか,出入国在留管理庁の	ムページで公表しているほか,法務省ホームページでも
			ホームページでも公表することとしていますので、当該	公表することとしていますので,当該情報も御参照〈ださ
			情報も御参照〈ださい。	l Ι _ο
5 5	P 6 2	(11)支援に要する	・事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号)	·事前ガイダンスの確認書(参考様式第1 - 7号) 10 か国
		費用の負担に関する	*1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関	語の翻訳様式を HP 掲載
		もの	のみ	* 1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関の
		【確認対象の書類】	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17	み
			号)	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17号)
			*1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関	10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
			のみ	* 1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関の
				み
5 6	P 6 2	【留意事項】	「支援に要する費用」とは,1号特定技能外国人に対	「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対し
		1つ目	して行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定	て行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定め
			める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関	る「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関への
			への委託費用を含む。)をいい,次のものを含みます。	委託費用を含む。)をいい,次のものを含みます。

	1			,
			なお,住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において	・ 事前ガイダンス,生活オリエンテーション,相談・苦情対
			本人に負担させることを妨げるものではありません。	応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等
			・ 事前ガイダンス,生活オリエンテーション,相談・苦情	・ 1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通
			対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費	費等
			等	なお,住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において
			・ 1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交	本人に負担させることを妨げるものではありません。
			通費等	
5 7	P 6 5	(13)労災保険法に	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) 10 か国語の
		係る措置等に関する		翻訳様式を HP 掲載
		もの		
		【確認対象の書類】		
5 8	P 6 6	(14)特定技能雇用	特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有して	特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有してい
		契約継続履行体制	いることについて,直近2年分の決算文書(貸借対照表	ることについて,直近2年分の決算文書(貸借対照表及
		に関するもの	及び損益計算書又は収支計算書)の写し又は直近2年	び損益計算書又は収支計算書)の写し及び直近2年分
		【留意事項】	分の法人税の確定申告書の控え(納税地の所轄税務	の法人税の確定申告書の控え(納税地の所轄税務署長
		2つ目	署長の受付印のあるもの)の写し(個人事業主にあって	の受付印のあるもの)の写し(個人事業主にあっては,直
			は,直近2年分の納税証明書(その2))を提出して〈ださ	近2年分の納税証明書(その2))を提出して〈ださい。
			l ι,	
5 9	P 6 8	(15)報酬の口座振	・雇用条件書の写し(参考様式第1 6号)	・雇用条件書の写し(参考様式第1 6号) 10 か国語の
		込み等に関するもの		翻訳様式を HP 掲載
		【確認対象の書類】		
6 0	P 7 2	第2	·特定技能所属機関概要書(参考様式第1 - 11号)	·特定技能所属機関概要書(参考様式第1 - 11号)
		(2)十分に理解でき	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17号)
		る言語による支援体	号)	10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
		制に関するもの		
		【確認対象の書類】		
6 1	P 7 5	(4)支援の中立性に	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17号)
		関するもの	号)	10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
l .	1	1		

		【確認対象の書類】	(略)	(略)
6 2	P 7 5	【留意事項】	○ 「外国人を監督する立場にない者その他の1号特定	〇 「外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技
		1つ目	技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる	能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場
			立場の者」とは、1号特定技能外国人と異なる部署の職	の者」とは、1号特定技能外国人と異なる部署の職員で
			員であるなど, 当該外国人に対する指揮命令権を有し	あるなど,当該外国人に対する指揮命令権を有しない者
			ない者をいい,異なる部署であっても,当該外国人に実	をいい,異なる部署であっても,当該外国人に実質的に
			質的に指揮命令をし得る立場にある者は含まれませ	指揮命令をし得る立場にある者は含まれません。 したがっ
			h_{\circ}	て、1号特定技能外国人と形式上異なる部署の職員であ
				っても, 代表取締役, 当該外国人が所属する部署を監督
				する長(例えば,当該外国人の所属する部署が製造課で
				ある場合の製造部長)など組織図を作成した場合に縦の
				ラインにある者は適格性がないこととなります。
6 3	P 8 0	第6章第2節	·1号特定外国人支援計画書(参考様式第1 - 17号)	·1号特定外国人支援計画書(参考様式第1-17号) 10
		(1)1号特定技能外		か国語の翻訳様式を HP 掲載
		国人支援計画の必		
		要的記載事項に関		
		するもの		
		【確認対象の書類】		
6 4	P 8 2	第3節	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17	·1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1 - 17号)
		(1)適切な実施方法	号)	10 か国語の翻訳様式を HP 掲載
		等に関するもの		
		【確認対象の書類】		
6 5	P 8 5	第7章	本章に定める届出は,届出書及び必要な添付資料を	本章に定める届出は,届出書及び必要な添付資料を
		3つ目	地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行う必要	地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行う必要が
			があります(平成31年3月20日現在において,これらの	あります(令和元年9月27日現在において,これらの届出
			届出をインターネットで行うことはできません。インターネ	をインターネットで行うことはできません。インターネットによ
			ットによる届出が可能となる時期については,今後,出	る届出が可能となる時期については,今後,法務省ホー
			入国在留管理庁ホームページでお知らせします。)。	ムページでお知らせします。)。

Г					
	6 6	P 8 6	第7章第1節	│○ 特定技能所属機関は,特定技能雇用契約を変更(法	· ·
			第1 契約変更の届	務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照し	務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照して
			出	て〈ださい。)した場合には,当該変更日から14日以内	〈ださい。)した場合には,当該変更日から14日以内に,
			1つ目	に, 当該機関の住所を管轄する地方出入国在留管理	当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に
				局に当該契約を変更した旨並びに当該変更年月日及	記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該
				び変更後の契約の内容を記載した書面を提出して届出	契約を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の
				を行わなければなりません。	契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなけれ
					ばなりません。
	6 7	P 8 6	別表(特定技能雇用	項番 添付書類	項番 添付書類
			契約の変更関係)	(略)	(略)
				<右記 の場合>	<右記 の場合>
				·派遣計画書(参考様式第1 - 12号)	·派遣計画書(参考様式第1 - 12号)
				・就業条件明示書の写し(参考様式第1 - 13号)	・就業条件明示書の写し(参考様式第1 - 13号)
				・派遣先の概要書(参考様式第1 - 14又は1 - 15号)	・派遣先の概要書(参考様式第1 - 14又は1 - 15号)
				·労働者派遣契約書	·労働者派遣契約書
					・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守して
					いることを証明する資料
					*第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照
					・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象
					の書類
	6 8	P 8 6		項番 特記事項	項番 特記事項
				(略)	(略)
				分野ごとの告示基準において就業場所(事業所)につい	運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)につ
				て基準が定められている場合の届出に当たっては <mark>留意す</mark>	いて確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっ
				ること(対象分野は,介護,ビルクリーニング,宿泊,自動	ては当該書類の提出が必要(対象分野は,介護,ビルクリ
				車整備)。	ーニング,自動車整備,航空,宿泊,外食業)。
				(略)	(略)
	6 9	P 8 7		項番 特記事項	項番 特記事項
	6 9	P 8 7		` '	

_					
				·基本賃金 <mark>に</mark> 変更 <mark>があった</mark> 場合には届出が必要	│ <mark>・当初の契約時の基本賃金を変更する</mark> 場合には届出が必 │
					要
	7 0	P 8 8	第2 契約終了の届	○ 特定技能所属機関は,特定技能雇用契約が終了し	○ 特定技能所属機関は,特定技能雇用契約が終了した
			出	た場合には,当該終了日から14日以内に,当該機関	場合には,当該終了日から14日以内に,当該機関の住
			1つ目	の住所を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約	所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を
				が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由	管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した
				を記載した書面を提出して届出を行わなければなりませ	旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書
				h_{\circ}	面を提出して届出を行わなければなりません。
	7 1	P89-90	第3 新たな契約締	〇 特定技能所属機関は,新たな特定技能雇用契約を	〇 特定技能所属機関は,新たな特定技能雇用契約を締
			結の届出	締結した場合には,当該契約締結日から14日以内に,	結した場合には,当該契約締結日から14日以内に,当
			1つ目	当該機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局に	該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記
				新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月	載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に新たな
				日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出	契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当
				を行わなければなりません。	該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなけ
					ればなりません。
	7 2	P 9 0 - 9 1	第2節 1号特定技	〇 特定技能所属機関は,1号特定技能外国人支援計	〇 特定技能所属機関は,1号特定技能外国人支援計画
			能外国人支援計画	画を変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。次の	を変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表
			に関する届出	別表を参照して〈ださい。)した場合には,当該変更日か	を参照して〈ださい。)した場合には,当該変更日から14
			1つ目	ら14日以内に,当該機関の住所を管轄する地方出入	日以内に, 当該機関の住所(雇用する特定技能外国人
				国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変	の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管
				更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を	理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及
				提出して届出を行わなければなりません。	び変更後の計画の内容を記載した書面を提出して届出
					を行わなければなりません。
	7 3	P 9 3	第3節	特定技能所属機関は,登録支援機関との間で1号特	特定技能所属機関は,登録支援機関との間で1号特
			第1 契約締結の届	定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するため	定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための
			出	の契約(以下「支援委託契約」という。)を締結した場合	契約(以下「支援委託契約」という。)を締結した場合に
			1つ目	には, 当該契約の締結日から14日以内に, 当該特定	は, 当該契約の締結日から14日以内に, 当該特定技能
				技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理	所属機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に
	•				

	1	1		
			局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年	記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該
			月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届	契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当
			出を行わなければなりません。	該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなけ
				ればなりません。
7 4	P 9 4	第2 契約変更の届	特定技能所属機関は,登録支援機関との支援委託	特定技能所属機関は,登録支援機関との支援委託契
		出	契約を変更した場合には,当該契約の締結日から14	約を変更した場合には,当該契約の締結日から14日以
		1つ目	日以内に, 当該特定技能所属機関の住所を管轄する	内に, 当該特定技能所属機関の住所(雇用する特定技
			地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並び	能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入
			に当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載	国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該契約
			した書面を提出して届出を行わなければなりません。	の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提
			なお , 別表の項番及び変更事項欄は , 支援委託契	出して届出を行わなければなりません。
			約書(参考様式第1‐18号)の項目に対応していま	なお, 別表の項番及び変更事項欄は, 支援委託契約
			す 。	書(参考様式第1‐18号)の項目に対応しています。
7 5	P 9 5 - 9 6	第3 契約終了の届	○ 特定技能所属機関は,登録支援機関との支援委託	○ 特定技能所属機関は,登録支援機関との支援委託契
		出	契約が終了した場合には,当該変更日から14日以内	約が終了した場合には,当該変更日から14日以内に,
		1つ目	に, 当該特定技能所属機関の住所を管轄する地方出	当該特定技能所属機関の住所(雇用する特定技能外国
			入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該	人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留
			終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して	管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日
			届出を行わなければなりません。	及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わ
				なければなりません。
7 6	P 9 7	第4節 特定技能外	特定技能所属機関は,特定技能外国人の受入れが	特定技能所属機関は,特定技能外国人の受入れが困
		国人の受入れ困難	困難となった場合は,当該事由が生じた日から14日以	難となった場合は,当該事由が生じた日から14日以内
		時の届出	内に, 当該機関の住所を管轄する地方出入国在留管	に, 当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定
		1つ目	理局に次の事項を記載した書類を提出して届出を行わ	書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に
			なければなりません。	次の事項を記載した書類を提出して届出を行わなければ
			(略)	なりません。
				(略)
7 7	P 9 8	第5節 出入国又は	○ 特定技能所属機関は,雇用する特定技能外国人に	○ 特定技能所属機関は,雇用する特定技能外国人につ
		1		

		労働関係法令に関	ついて、出入国又は労働関係法令に関する不正行為	いて,出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を
		する不正行為等を知	等を認知した場合には,当該認知の日から14日以内	認知した場合には,当該認知の日から14日以内に,当
		ったときの届出	に, 当該機関の住所を管轄する地方出入国在留管理	該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記
		1つ目	局に当該不正行為を認知した旨及び当該不正行為の	載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該不
			発生時期,認知時期,当該不正行為等への対応並び	正行為を認知した旨及び当該不正行為の発生時期,認
			に当該不正行為等の内容を記載した書面を提出して届	知時期,当該不正行為等への対応並びに当該不正行為
			出を行わなければなりません。	等の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければ
				なりません。
7 8	P 9 9	第6節 特定技能外	特定技能所属機関は,四半期ごとに翌四半期の初日	特定技能所属機関は,四半期ごとに翌四半期の初日
		国人の受入れ状況	から14日以内に,当該機関の住所を管轄する地方出	から14日以内に,当該機関の住所(<mark>雇用する特定技能</mark>
		に関する届出	入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要	外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国
		1つ目	なものとして法務省令で定める事項(報酬の支払状況	在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なもの
			等)を記載した書類を提出して届出を行わなければなり	として法務省令で定める事項(報酬の支払状況等)を記
			ません。	載した書類を提出して届出を行わなければなりません。
7 9	P 1 0 1	第7節 1号特定技	特定技能所属機関は,1号特定技能外国人支援計	特定技能所属機関は,1号特定技能外国人支援計画
		能外国人支援計画	画を作成した場合には,四半期ごとに翌四半期の初日	を作成した場合には,四半期ごとに翌四半期の初日から
		の実施状況に関する	から14日以内に,当該機関の住所を管轄する地方出	14日以内に,当該機関の住所(雇用する特定技能外国
		届出	入国在留管理局に支援の実施状況を記載した書類及	人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留
		1つ目	び適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を	管理局に支援の実施状況を記載した書類及び適合1号
			明らかにする資料を提出して届出を行わなければなりま	特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする
			せん。	資料を提出して届出を行わなければなりません。
8 0	P 1 0 2	第8節 特定技能外	特定技能所属機関は,四半期ごとに翌四半期の初日	特定技能所属機関は,四半期ごとに翌四半期の初日
		国人の活動状況に	から14日以内に,当該機関の住所を管轄する地方出	から14日以内に,当該機関の住所(<mark>雇用する特定技能</mark>
		関する届出	入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要	外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国
		1つ目	なものとして法務省令で定める事項(報酬の支払状況	在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なもの
			等)を記載した書類を提出して届出を行わなければなり	として法務省令で定める事項(報酬の支払状況等)を記
			ません。	載した書類を提出して届出を行わなければなりません。
8 1	P 1 0 3	【確認対象の書類】	・活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)	・活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)

				・特定技能外国人に対する報酬の支払状況(参考様式第3
				- 8号別紙)
8 2	P 1 0 3	【留意事項】	 「報酬の支払状況」を記載した書類として,基本賃金,	「報酬の支払状況」を記載した書類として,特定技能外
		1つ目	残業代等諸手当の支給額,控除額が分かる賃金台帳	国人に対する報酬の支払状況(参考様式第3-8号別
			の写しを添付して〈ださい。	紙)及び基本賃金,残業代等諸手当の支給額,控除額
			なお , 特定技能外国人の報酬を決定するに当たって	が分かる賃金台帳の写しを添付して〈ださい。
			比較対象とした日本人労働者の賃金台帳の写しについ	なお , 特定技能外国人の報酬を決定するに当たって
			ては,個人情報保護の観点から,氏名や生年月日など	比較対象とした日本人労働者(いない場合は同一の業
			については,黒塗りするなどして個人が特定できない状	務に従事する日本人労働者)の賃金台帳の写しについて
			態で届出書に添付して〈ださい。	は,個人情報保護の観点から,氏名や生年月日などにつ
				いては,黒塗りするなどして個人が特定できない状態で届
				出書に添付して〈ださい。
				また,比較対象とした日本人労働者が変更となってい
				る場合は,特定技能外国人の報酬に関する説明書(参
				考様式第1 - 4号)に記載の上,賃金台帳の写し等を添
				付してください。
8 3	P 1 0 8	第9章第1節第1	(追加)	○ 法人の場合に定款や登記上の目的に特定技能外国人
		(1)登録等		の支援を行う旨の記載があることは登録上の要件ではあ
		5つ目		りません。
8 4	P 1 0 8	6つ目	(追加)	○ 法人の設立根拠法令により支援業務を行うことができる
				か否かは当該法令を所管する省庁等にお問い合わせ〈だ
				さい。
8 5	P 1 0 9	【留意事項】	(追加)	【留意事項】
				○ 特定技能外国人に対する支援を分野で限定する場合
				は,対外的にその旨が分かるように,対応可能な分野を
				表示するなど,登録支援機関のホームページ等において
				周知することが望まれます。

		T		
8 6	P 1 0 9	(2)申請手数料	○ 手数料は,申請の際に納付しなければならず,申請後	○ 手数料は,申請の際に納付しなければならず,申請後
		【留意事項】	は印紙の返還はできませんので <mark>御</mark> 留意願います。	は印紙の返還はできませんので留意願います。
8 7	P 1 1 0	第2	○ 登録支援機関の登録を受けようとする者は,登録支	○ 登録支援機関の登録を受けようとする者は,登録支援
		(1)登録の申請	援機関登録申請書(入管法施行規則別記様式第29	機関登録申請書(入管法施行規則別記様式第29号の
		1つ目	号の15様式。以下この章において「申請書」という。)を	15様式。以下この章において「申請書」という。)を申請
			申請者の住所を管轄する地方出入国在留管理局に提	者の住所(本店又は主たる事務所の所在地)を管轄する
			出しなければなりません。	地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。な
				お,本店又は主たる事務所で支援業務を行うか否かにか
				かわらず, 申請者の住所を管轄する地方出入国在留管
				理局が申請先となります。
8 8	P 1 1 1	(3)申請書の添付書	○ 具体的な書類については,本運用要領別紙3におい	○ 具体的な書類については,本運用要領別紙3において
		類	て一覧表として示していますので活用いただき,申請書	一覧表として示していますので活用いただき,申請書類に
		2つ目	類に不備がないよう留意して〈ださい。また,必要な添付	不備がないよう留意して〈ださい。また,必要な添付書類
			書類の詳細については,出入国在留管理庁のホームペ	の詳細については,法務省ホームページを参照いただ〈
			ージを参照いただ〈か,地方出入国在留管理局にお問	か,地方出入国在留管理局にお問合せ〈ださい。
			合せ〈ださい。	
8 9	P114-	第3	次のいずれかに該当する者は、行為能力・役員等の	次のいずれかに該当する者は、行為能力・役員等の適
	1 1 5	(2)申請者等の行為	適格性の観点からの登録拒否事由に該当し,登録支	格性の観点からの登録拒否事由に該当し,登録支援機
		能力・役員等の適格	援機関になることはできません。	関になることはできません。
		性の観点からの拒否	~ (略)	~ (略)
		事由	法人の役員 , 未成年の法定代理人で登録拒否事	法人の役員 , 未成年の法定代理人で登録拒否事由
			由(法第13号及び第14号を除く。)に該当する者	(第13号及び第14号を除(。)に該当する者
9 0	P 1 1 6	(4)出入国又は労働	〇 出入国又は労働関係法令に関する不正行為の例の	〇 出入国又は労働関係法令に関する不正行為の例の主
		関係法令に関し不正	主なものとしては,次の表に該当するものが挙げられま	なものとしては,次の表に該当するものが挙げられます。
		行為を行ったことによ	ं के.	
		る拒否事由	表(出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為)	表(出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為)
		【留意事項】	イ~リ (略)	イ~り (略)
			ヌ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生	ヌ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の

	の保護に関する法律(平成28年11月28日法律第89号)第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為 フ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消しを免れる目的で法第19条の29第1項に規定による	保護に関する法律(平成28年11月28日法律第89号)第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為及び同法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるも
	された法人である場合の当該取消しの処分を受ける 原因となった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改 正する等の省令(平成29年法務省令第19号)によ る改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1 項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸 基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技 能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄 第16号に掲げる行為 ヲ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関 の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	た法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為及び同法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	原因となった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為 ラ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	なった行為及び同法第16条第1項の規定により実習 認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因と なった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改 正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による 改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第 2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省 令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の 項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に 掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為 フ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	なった行為 ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	る改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1 項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸 基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技 能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄 第16号に掲げる行為 ラ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関 の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸 基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技 能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄 第16号に掲げる行為 フ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関 の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による 改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第 2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省 令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の 項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に 掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為 フ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項の下欄 第16号に掲げる行為 ヲ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関 の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号口に掲げる活動の項の下欄第1
	第16号に掲げる行為 ヲ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関 の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の 項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に 掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第1
	ヲ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関 の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に 掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第1
	の登録の取消しが行われようとする者が当該取消し	掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第1
	を免れる目的で法第19条の29第1項に規定による	6号に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるも
	支援業務の廃止の届出を行う行為	のに限る。)
		ヲ 他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不
		正又は著し〈不当な行為を行った当時,当該他の機関
		の経営者,役員又は管理者として外国人の受入れ,
		雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
		ワ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の
		登録の取消しが行われようとする者が当該取消しを免
		れる目的で法第19条の29第1項に規定による支援業
		務の廃止の届出を行う行為
18-	* 上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなも	* 上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなもの
1 9	のが挙げられます。	が挙げられます。
		~ (略)
	• '	監理許可の取消し(同表ヌ及びル)
		登録支援機関が、技能実習制度における監理団体
	1 8 - 1 9	

	1			
			であった場合に , 改正前の上陸基準省令の表の技能	であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能
			実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1	実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16
			6号の表に掲げる行為を行った場合又は技能実習法	号の表に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げ
			第37条第1項の規定により監理許可を取り消された	るものに限る。)を行った場合又は技能実習法第37条
			場合が該当します。	第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該
			登録支援機関の登録取消しを逃れる行為(同表	当します。
			ヺ)	不正行為当時の役員(同表ヲ)
			登録支援機関の登録の取消しが行われようとしてい	登録支援機関の経営者が他の機関が不正行為を
			る者が,登録取消しを免れる目的で支援業務の廃止	行った当時に当該機関の経営者等に就任して外国人
			の届出を行った場合です。	の受入れ等に係る業務に従事していた場合が該当しま
				す 。
				登録支援機関の登録取消しを逃れる行為(同表ワ)
				登録支援機関の登録の取消しが行われようとしてい
				る者が,登録取消しを免れる目的で支援業務の廃止
				の届出を行った場合です。
9 2	P 1 2 1	(7)支援責任者及び	「支援責任者」とは、登録支援機関の役員又は職員	「支援責任者」とは,登録支援機関の役員又は職員(常
		支援担当者が選任さ	(常勤であることを問わない。)であり,支援担当者を監	勤であることを問わない。)であり,支援担当者を監督する
		れていないことによる	督する立場にある者をいいます。	立場にある者をいいます。
		拒否事由	具体的には,次の事項について統括管理することが	具体的には,次の事項について統括管理することが求
		【留意事項】	求められます。	められます。
		1つ目	・1号特定技能外国人支援計画の作成に関すること	・支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に
			・支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理	関すること
			に関すること	(略)
			(略)	
9 3	P123	(8)中長期在留者の	「生活相談業務に従事した一定の経験」とは,中長期	「生活相談業務に従事した一定の経験」とは,中長期在
		適正な受入れ実績	在留者の生活に関する相談業務一般をいい,相談内	留者の生活に関する相談業務一般をいい,相談内容や
		がないこと等による拒	容や件数を限定するものではありません。 ただし,業務と	件数を限定するものではありません。 ただし,業務として行
		否事由	して行われたことが必要であることから、いわゆるボラン	われたことが必要であることから、いわゆるボランティアと

	1	1		
		【留意事項】	ティアとして行った生活相談については,実績に含まれ	して行った生活相談については,実績に含まれません。
		4つ目	ません。	なお,職業紹介事業者が,外国人労働者に求人情報を
				紹介する行為のみをもって、「各種の相談業務に従事し
				た経験」には該当しないことに留意願います。
9 4	P124	5つ目	「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施するこ	「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施すること
			とができる者」とは、これまで日本人労働者等を適正か	ができる者」とは,第3号イから八までに該当しない場合で
			つ適切に雇用してきた実績のある機関と同程度に,責	あっても, 中長期在留者の適正な受入れ実績等がある
			任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをい	機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる
			います。したがって,労働関係法令を遵守していることが	者であり, かつ, これまで日本人労働者等を適正かつ適
			求められることから,労働基準監督署から是正勧告を	切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって
			受けていないことなどが必要です。なお,想定される機	適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。した
			関としては、例えば、次のものが挙げられますが、これら	がって,労働関係法令を遵守していることが求められるこ
			に該当しない機関であっても,基準に適合しているか否	とから,労働基準監督署から是正勧告を受けていないこ
			かが個別に判断がされることとなります。	となどが必要です。また、これまでの活動実績や組織体
			(略)	制からも相談対応や情報提供を適切に行うことができると
				認められるものをいいます。なお,想定される機関として
				は, 例えば, 次のものが挙げられますが, これらに該当す
				ることをもって当然に認められるものではな〈,立証資料に
				基づいて本基準に適合しているか否かが個別に判断がさ
				れることとなります。
				(略)
9 5	P 1 3 1	(13)支援の委託契	·登録支援機関誓約書(参考様式第2 - 1号)	·登録支援機関誓約書(参考様式第2 - 1号)
		約締結に当たって支		・支援委託手数料に係る説明書(予定費用)(参考様式第2
		援に要する費用の額		- 8号)
		等を明示しないことに		
		よる拒否事由		
		【確認対象の書類】		
9 6	P 1 3 1	第2節	登録支援機関は、申請書の記載事項に掲げる事項に	登録支援機関は,申請書の記載事項に掲げる事項に

		第1 変更の届出	変更があったときは、登録事項変更に関する届出書(入	変更があったときは、登録事項変更に関する届出書(入
		1つ目	管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第2	管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第29
			9号の16様式」という。)を地方出入国在留管理局に提	号の16様式」という。)を登録支援機関の住所(本店又は
			出しなければなりません。	主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管理局に提
				出しなければなりません。
9 7	P 1 3 2	別表(登録支援機関	特記事項	特記事項
		変更事項関係)	·対応可能言語を追加又は削除した場合に届出が必要	・対応可能言語を追加又は削除した場合に届出が必要
		特定技能外国人か	・対応可能職員数に変更があった場合に届出が必要	・添付の登録支援機関概要書(参考様式第2 - 2号)には,
		らの相談に応じる体	・添付の登録支援機関概要書(参考様式第2 - 2号)に	該当する変更部分のみを記載すること。
		制の概要	は,該当する変更部分のみを記載すること。	
9 8	P 1 3 3	第2 登録支援機関	○ 出入国在留管理庁長官が登録支援機関登録簿に登	〇 出入国在留管理庁長官が登録支援機関登録簿に登
		登録簿の閲覧	録した情報は,出入国在留管理庁のホームページにお	録した情報は,法務省ホームページにおいて公表されま
		1つ目	いて公表されますので,支援を委託する際に御活用〈だ	すので,支援を委託する際に御活用ください。
			さい。	
9 9	P 1 3 3	第3 休廃止の届出	登録支援機関は,支援業務を休廃止したときは,休	登録支援機関は,支援業務を休廃止したときは,休廃
		等	廃止日から14日以内に,支援業務の休止又は廃止に	止日から14日以内に,支援業務の休止又は廃止に係る
		1つ目	係る届出書(参考様式第4 - 1号)を地方出入国在留	届出書(参考様式第4-1号)を登録支援機関の住所
			管理局に提出しなければなりません。	(本店又は主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管
				理局に提出しなければなりません。
100	P 1 3 4	第4 支援の実施状	○ 登録支援機関は,四半期ごとに翌四半期の初日から	○ 登録支援機関は,四半期ごとに翌四半期の初日から1
		況に関する届出	14日以内に,地方出入国在留管理局に支援業務の実	4日以内に,支援委託契約の相手方(特定技能所属機
		1つ目	施状況等を記載した書類を提出して届出を行わなけれ	関)の住所を管轄する地方出入国在留管理局に支援業
			ばなりません。	務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行わ
				なければなりません。
1 0 1	P 1 3 6	第3節	特定技能所属機から委託を受けて支援中の場合に	特定技能所属機 <mark>関</mark> から委託を受けて支援中の場合に
		第1 登録の取消し	登録が取り消されると、1号特定技能外国人の在留資	登録が取り消されると、1号特定技能外国人の在留資格
		2つ目	格該当性が失われる可能性もあることから、取消事由	該当性が失われる可能性もあることから,取消事由に該
			に該当することがないよう留意が必要です。	当することがないよう留意が必要です。

Г				
1 0 2	別紙2	「特定技能」に係る在	・日本に在留中の場合は日本国内で受診したものの提出	・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受
		留諸申請に関する提	が必要	診項目が記載されたものに限る。
		出書類一覧表	・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受	・外国で受診した場合は日本語訳も必要
		項番 14	診項目が記載されたものに限る。	
		特記事項		
1 0 3	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	提出が必要	・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提
		項番 17		出が必要
		特記事項		
1 0 4	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・項番17番の住民税の課税証明書と同一年分のものの	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	提出が必要	・項番17番の住民税の課税証明書と同一年分のものの提
		項番 18		出が必要
		特記事項		
1 0 5	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・確定申告をした場合に提出が必要	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表		・確定申告をした場合に提出が必要
		項番 19		
		特記事項		
106	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・申請人が項番19の税目について換価の猶予,納税の猶	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	予又は納付受託を受けている場合に提出が必要	・申請人が項番19の税目について換価の猶予,納税の猶
		項番 20		予又は納付受託を受けている場合に提出が必要
		特記事項		
1 0 7	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・地方税について,申請人が納税緩和措置(換価の猶予,	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納	・地方税について,申請人が納税緩和措置(換価の猶予,

		項番 21	税証明書に記載されていない場合に提出が必要	納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税
		特記事項		証明書に記載されていない場合に提出が必要
1 0 8	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	事業所ではない場合に提出が必要	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事
		項番 22		業所ではない場合に提出が必要
		特記事項		
1 0 9	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	事業所ではない場合に提出が必要	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事
		項番 23		業所ではない場合に提出が必要
		特記事項		
1 1 0	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・申請人が国民健康保険料(税)の納付について納付や	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	換価の猶予を受けている場合であって,国民健康保険料	・申請人が国民健康保険料(税)の納付について納付や換
		項番 24	(税)納付証明書にその旨の記載がない場合に提出が必	価の猶予を受けている場合であって,国民健康保険料(税)
		特記事項	要	納付証明書にその旨の記載がない場合に提出が必要
111	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	事業所ではない場合に提出が必要	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事
		項番 25		業所ではない場合に提出が必要
		特記事項		
1 1 2	別紙2	「特定技能」に係る在	・申請人のものが必要	・申請人のものが必要(中長期在留者として在留している者
		留諸申請に関する提	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用	が特定技能へ移行する場合を含む。)
		出書類一覧表	事業所ではない場合に提出が必要	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事
		項番 26		業所ではない場合に提出が必要
		特記事項		

113	別紙2	「特定技能」に係る在	(地方税)	(地方税)			
	733MEC 2	留諸申請に関する提	((2873777) 税目を法人住民税とする納税証明書(<mark>前年度</mark>)			
		出書類一覧表	*市町村発行の納税証明書	*市町村発行の納税証明書			
		項番 56		「「「」」「「」の対抗症の音			
		提出書類					
114	 別紙 2	佐山青規	 (地方税)	(地方税)			
114	力11 紀氏 2			(,			
		留諸申請に関する提		税目を個人住民税とする納税証明書(前年度)			
		出書類一覧表	* 市町村発行の納税証明書	* 市町村発行の納税証明書 			
		項番 60					
		提出書類					
115	別紙3	登録支援機関の登	(追加)	14			
		録申請に関する提出		支援委託手数料に係る説明書(予定費用)			
		書類一覧表		参考様式第2-8号			
		項番 14					
1 1 6	別紙4	届出一覧表(特定技	・特定技能外国人に対する報酬支払状況(預金口座等へ	・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3 -			
		能所属機関(2の	の振込状況を含む。),離職者数,行方不明者数,社会	8号別紙,預金口座等への振込状況を含む。),離職者			
		2))	保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届	数,行方不明者数,社会保険の加入状況及び労働保険の			
		3 該当事例·留意	出が必要。	適用状況等について届出が必要。			
		点	・詳細については,本要領第7章第8節を参照すること。	・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。			
117	別紙5	届出一覧表(登録支	登録支援機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	登録支援機関の住所(本店又は主たる事務所)を管轄する			
		援機関)		地方出入国在留管理局			
		1~3 届出先					
1 1 8	参考様式	徴収費用の説明書	3 居住費	3 居住費			
	第1 - 9号		居住費として徴収する (略)	居住費の徴収の有無 有 無			
			費用	居住費として徴収する費 (略)			
			提供する宿泊施設の具 (略)	用			
			体的な内容	提供する宿泊施設の具(略)			

	1	1							
			費用が実費に材	目当する		体的な内容			
			額その他の適正な	は額であ		費用が実費に	相当する		
			ることの説明			額その他の適正な	な額である		
			(注意)			ことの説明			
			1 は,「自己所有	有物件」,「借上物件」のいずれか	に丸	(注意)			
			印を付すこと。			1 から までは	, で有にチェックを付した場合	このみ記	
			2 は, 例えば以	下のような観点から記載し,説明	が適	載すること。			
			切にされなければ	ばならない		2 は,「自己所有	有物件」,「借上物件」のいずれ <i>カ</i>	かに丸印	
			・が「自己所有	有物件」の場合: 実際に建設・改善	装等	を付すこと。			
			に要した費用,	物件の耐用年数,入居する特定	技能	3 は, 例えば以	下のような観点から記載し,説印	月が適切	
			外国人の人数	等を勘案して合理的であると説明	可能	にされなければな	こらない		
			な額			・が「自己所	有物件」の場合: 実際に建設	·改装等	
			・・が「借上物化	件」の場合: 借上げに要する賃料	(管	に要した費用,物件の耐用年数,入居する特定技能			
			理費·共益費等	等を含み , 敷金・礼金・保証金・仲:	介手	外国人の人数等を勘案して合理的であると説明可能			
			数料は含まなり	い。以下同じ。)を,入居する特定	技能	な額			
			外国人の人数	で除した額		・ が「借上物件」の場合: 借上げに要する賃料(管理			
						費・共益費等を含み,敷金・礼金・保証金・仲介手数			
						料は含まない。以下同じ。)を,入居する特定技能外			
						国人の人数で	除した額		
119	参考様式	派遣先の概要書(農	2 派遣労働者の受	入れ実績等		2 派遣労働者の受	受入れ実績等		
	第1 - 14	業分野)	過去5年以内	特定技能外国人数		過去5年以内	労働者数		
	号(農業分		に6か月以上労			に6か月以上労			
	野)		働者を雇用した	名		働者を雇用した	名		
			実績			実績			
			(略)	(略)		(略)	(略)		
1 2 0	参考様式	雇用の経緯に係る説	特定技能外国人	との間で特だ	定技	特定技能外国人_	との間で	で特定技	
	第1 - 16	明書	能雇用契約を締結	iするに当たり,以下の団体からあ	っせ	能雇用契約を締結するに当たっての雇用の経緯は以下のと			
1	号		んを受けています。			おりです。			

1 2 1	参考様式	雇用の経緯に係る説	1 職業紹介事業者(国内)		1 職業紹介事業者(国内)	
	第1 - 16	明書	1 許可·届出受理番号	(略)	1 あっせんの有無	有 無
	号		(受理受付年月日)		2 許可·届出受理番号	(略)
			2 職業紹介事業者の区分	(略)	(受理受付年月日)	
			3 職業紹介事業者の氏名		3 職業紹介事業者の区分	(略)
			4 職業紹介事業者の住所	(略)	4 職業紹介事業者の氏名	
			(電話番号)		5 職業紹介事業者の住所	(略)
			5 職業紹介事業者へ支払っ	(略)	(電話番号)	
			た費用		6 職業紹介事業者へ支払っ	(略)
			(注意)		た費用	
			1 1から4欄までは,厚生労働省	省職業安定局ホームペー	(注意)	
			ジの「人材サービス総合サイト」	を活用し,当該職業紹介	1 1欄で無にチェックを付した	場合には,2以下の欄の記
			事業者についての該当する情報	報を記入すること。	載は不要とする。	
			2 5欄は,求職者及び求人者が	「職業紹介事業者に支払	2 2から5欄までは,厚生労働省	a 職業安定局ホームページ
			った額及び名目について記載	すること。なお , 求職者が	の「人材サービス総合サイト」を	E活用し,当該職業紹介事
			日本円以外で費用を支払った	た場合は,当該通貨で支	業者についての該当する情報を	を記入すること。
			払った額及び日本円に換算した	た額を記載すること。	3 6欄は,求職者及び求人者が	職業紹介事業者に支払っ
			3 職業紹介事業者との間で交れ	oした契約書があれば,そ	た額及び名目について記載す	ること。なお , 求職者が日
			の写しを添付すること。		本円以外で費用を支払った場	場合は,当該通貨で支払っ
					た額及び日本円に換算した額	を記載すること。
					4 職業紹介事業者との間で交	わした契約書があれば,そ
					の写しを添付すること。	
1 2 2	参考様式	雇用の経緯に係る説	2 取次機関(国外)	, ,	2 取次機関(国外)(1で有にチ	ェックを付した場合のみ記
	第1 - 16	明書	1 氏名又は名称		載)	
	号		2 所在国		1 取次ぎの有無	有 無
			3 所在地	(略)	2 氏名又は名称	
			4 取次機関へ支払った費用	(略)	3 所在国	

			(注意)					4 所	 在地	(略)	
			1 取次	、機関とは,耳	哉業紹介	事業者が求人者	こ求職者の			,	
			あっ1	せんを行うに	際し,当	該職業紹介事業	主に対し求	(注意)			
			職者	等に係る情幸	6の取次を	ぎを行う者をいう。		1 取次機関とは,職業紹介事業者が求人者に求職者のあ			
			2 4欄	は,求職者	及び求人	者が取次機関に	支払った額	っせん	んを行うに際し,当該耶	業紹介事業主	に対し求職者
			及び:	名目について	記載する	ること。なお , 求職	者及び求人	等に	係る情報の取次ぎを行	う者をいう。	
			者が	日本円以外	で費用を	支払った場合は	, 当該通貨	2 1欄	で無にチェックを付した	:場合には,2以 ⁻	下の欄の記載
			で支	払った額及び	ド日本円 に	に換算した額を記載	載すること。	は不	要とする。		
			3 取次	ス機関との間	で交わし	た契約書があれば	ば,その写し	3 5欄	は, 求職者及び求人	」が取次機関に	支払った額及
			を添ん	付すること。				び名	目について記載するこ	と。なお, 求職者	皆及び求人者
								が日	本円以外で費用を支	払った場合は , 🗎	当該通貨で支
								払った	た額及び日本円に換算	近した額を記載す	ること。
								4 取次機関との間で交わした契約書があれば、その写しを			
								添付すること。			
1 2 3	参考様式	1号特定技能外国人	支持	爰内容				支援内容			
	第1 - 17	支援計画書	5 E	本語学習の	機会の提	是供		5 日本語学習の機会の提供			
	号		3	5援内容				支援内容			
				c . 1号特,	定技能外	、国人との合意の	下,日本語		c . 1号特定技能外	国人との合意の	下,日本語教
				講師と契	約して1 1	号特定技能外国。	人に日本語		<mark>師</mark> と契約して1号特	デ定技能外国人	こ日本語の講
				の講習の	機会を提	供する			習の機会を提供す	る	
1 2 4	参考様式	登録支援機関誓約	作成者	の役職・氏名	, 1		<u> </u>	作成者	の役職・氏名		印
	第2-1号	書									
1 2 5	参考様式	登録支援機関概要	2 支援	業務を行う	事務所の	概要		2 支援	業務を行う事務所の	既要	
	第2 - 2号	書		(ふりか	(な)				(ふりがな)		
			(1)	名	称			(1)	名 称		
				所在	地	(略)			(英語表記)		
				職員数	常勤	(略)			所在地	(略)	

					非常勤	(略)			(英語	表 記)	
				(131)	がな)	(略)			職員数	常勤	(略)
				支援技	担 当 者				吨貝 奴	非常勤	(略)
				(131)	がな)				(いな)	がな)	(略)
				名	称				支援技	旦当者	
				所在	生地	(略)			(151)	がな)	
			(2)	職員数	常勤	(略)			名	称	
				地只奴	非常勤	(略)			(英語	表 記)	
				(131)	がな)	(略)			所在	E地 	(略)
				支援技	担 当 者			(2)	(英語	表 記)	
				(131)	がな)				職員数	常勤	(略)
				名	称			_	- 概只奴	非常勤	(略)
				所在	生地	(略)			(151)	がな)	(略)
			(3)	職員数	常勤	(略)			支援技	旦 当 者	
				140 54 87	非常勤	(略)			(いろ)	がな)	
				,	がな)	(略)			名	 	
				支援技	担当者			-	(英語		
									所在		(略)
								(3)	(英語	•	
									職員数	常勤	(略)
								-	140 >	非常勤	(略)
									(121)	•	(略)
									支援技	旦当者	
1 2 6	参考様式	特定技能雇用契約	届出	の事由 (記				届出の	 D事由 (該	<u></u> 当するもの	 を選んで〈ださい。)
	第3 - 1号	に係る届出書	A 契	A 契約の変更				A 契	約の変更		

		T			<u></u>			
			b 変更事項		b 変更事項			
			小分類		小分類			
			(略)		(略)			
			帰国担保措置		帰国担保措置			
					就労(作業)場所			
					賃金支払方法			
1 2 7	参考様式	特定技能雇用契約	届出機関		届出機関			
	第3 - 1号	に係る届出書	法人番号		法人番号(13 桁)			
			機関の氏名又は名称		機関の氏名又は名称			
			機 関 の住 所		機 関 の住 所			
					担 当 者			
					電話番号			
1 2 8	参考様式	特定技能雇用契約	届出人(代理人)の署名/届	出 年 月日	本届出書作成者の署名 / 作成年月日			
	第3 - 1号	に係る届出書						
1 2 9	参考様式	特定技能雇用契約	注意 届出書作成後届出まで	でに記載内容に変更が生じた	注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた			
	第3 - 1号	に係る届出書	場合 , <mark>届出人</mark> が変更箇所を	E訂正し, <mark>署名</mark> すること。	場合 , 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し , 押印す			
					ること。			
					(注)本書中、 のついた連絡	8先については,届出内容の確		
					認のため,連絡させていた	だ〈場合があります。		
1 3 0	参考様式							
	第3 - 1号		届出植	幾関	届出	機関		
	(別紙)		法人番号		法人番号(13 桁)			
			機関の氏名又は名称		機関の氏名又は名称			
			機関の住所	(略)	機関の住所	(略)		
					法人番号については,法人	でない場合は空欄とする。		
1 3 1	参考様式	支援計画の変更に	届出の事由		届出の事由			
	第3 - 2号	係る届出書	B 変更事項		B 変更事項			
			b 中分類		b 中分類			
	L							

			/ m4 \		/ m4 \				
			(略)		(略)				
			適切な住居の	の確保に係る支援	適切な住居の確保・生活に必要な契約に係る支				
			(略)		援				
					(略)				
1 3 2	参考様式	支援計画の変更に	届出機関		届出機関				
	第3 - 2号	係る届出書	法 人 番 5	弓	法人番号(13 桁)			
			機関の氏名又は名称	尔	機関の氏名又は名称	尔			
			機 関 の住 月	听	機関の住所	听			
					担当	当			
					電話番号	킂			
1 3 3	参考様式	支援計画の変更に	届出人(代理人)の署	名 / 届出年月日	本届出書作成者の署	名 / 作成年月日			
	第3 - 2号	係る届出書							
1 3 4	参考様式	支援計画の変更に	注意 届出書作成後	届出までに記載内容に変更が生じた	注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた				
	第3 - 2号	係る届出書	場合 , <mark>届出人</mark> が変勢	更箇所を訂正し, <mark>署名</mark> すること。	場合 , 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し , 押印す				
					ること。				
					(注)本書中, のつい	1た連絡先については,届出内容の確			
					認のため,連絡させていただ〈場合があります。				
1 3 5	参考様式	支援計画の変更に	(記載要領)		(記載要領)				
	第3 - 2号	係る届出書	2 (略)		2 (略)	2 (略)			
			a 大分類	b 中分類	a 大分類	b 中分類			
			支援対象者	(略)	支援対象者	(略)			
			特定技能所属機関	(略)	特定技能所属機関	(略)			
				支援担当者数		支援担当者数			
			登録支援機関	(略)		その他			
				支援担当者数	登録支援機関	(略)			
			支援の内容	(略)		支援担当者数			
				適切な住居の確保に係る支援		その他			
				(略)	支援の内容	(略)			

						適切な住居の確保・生活の契約
						に係る支援
	4					(略)
1 3 6	参考様式	支援計画の変更に		ついては,全角20文字以内		内容」については、全角20文字以内
	第3 - 2号	係る届出書	で,内容を具体的,かつ,	簡潔に記載すること。	で , 内容を具体的 , 	かつ,簡潔に記載すること。
			(略)		(略)	
1 3 7	参考様式					
	第3 - 2号		届出植	幾関		届出機関
	(別紙)		法人番号		法人番号(13 桁)
			機関の氏名又は名称		機関の氏名又は名	称
			機関の住所	(略)	機関の住所	(略)
1 3 8	参考様式	支援委託契約に係る	出入国管理及び難民認定法領	第 19 条の 18 第 1 項第 2	出入国管理及び難民詞	忍定法第 19 条の 18 第 1 項第 <mark>3</mark> 号
	第3 - 3号	届出書	号の規定により、次のとおり届1	ナ出ます。	の規定により,次のとお	り届け出ます。
1 3 9	参考様式	支援委託契約に係る	届出機関		届出機関	
	第3 - 3号	届出書	法 人 番 号		法人番号(13桁)	
			機関の氏名又は名称		機関の氏名又は名称	3
			機 関 の住 所		機 関 の住 所	Ī
					担 当 者	í
					電話番号	ļ
1 4 0	参考様式	支援委託契約に係る	登録支援機関		登録支援機関	
	第3 - 3号	届出書	(略)		(略)	
			法 人 番 号		法人番号(13桁)	
			(略)		(略)	
1 4 1	参考様式	支援委託契約に係る	届出人(代理人)の署名/届品	出 年月日	本届出書作成者の署名	名/ <mark>作成</mark> 年月日
	第3 - 3号	届出書				
1 4 2	参考様式	支援委託契約に係る	注意 届出書作成後届出まて	でに記載内容に変更が生じた	注意 届出書作成後属	a出までに記載内容に変更が生じた
	第3 - 3号	届出書	場合 , 届出人が変更箇所を	:訂正し, 署名 すること。	場合,特定技能所属	<mark>属機関</mark> が変更箇所を訂正し, <mark>押印</mark> す
L	I .	ı	l .		L	

				ること。		
				ここ。 (注)本書中, のついた連絡先については,届出内容の確		
				認のため、連絡させていただ〈場合があります。		
4.4.2	4 * * * *	ナダチャカルトグラ	/ ************************************			
1 4 3	参考様式	支援委託契約に係る		(記載要領)		
	第3 - 3号	届出書		2 及び の「法人番号」については,法人でない場合は		
			は空欄とする。	空欄とする。		
1 4 4	参考様式	支援委託契約に係る	3 について,届出の事由が支援委託契約の締結の場	3 について,届出の事由が支援委託契約の締結の場		
	第3 - 3号	届出書	合、「A 契約の締結」を記載する。	合 , 「A 契約の締結」を記載する。		
1 4 5	参考様式	支援委託契約に係る	5 について,届出の事由が支援委託契約の変更の場	5 について,届出の事由が支援委託契約の変更の場		
	第3 - 3号	届出書	合,「B 契約の変更」を記載する。	合,「B 契約の変更」を記載する。		
1 4 6	参考様式	支援委託契約に係る	6 Bb欄の「変更事由」については,該当する項目にチェッ	6 Bb欄の「変更事由」については、該当する項目にチェッ		
	第3 - 3号	届出書	クするものとする(複数チェック可)。	クするものとする(複数チェック可)。		
			なお,Bb欄の「変更後の内容」について,全角20文字	なお,Bc欄の「変更後の内容」について,全角20文字以		
			以内で簡潔に記載することとするが,「別添,支援委託契	内で簡潔に記載することとするが、「別添、支援委託契約		
			約書のとおり」と記載し、支援委託契約書(参考様式第1	書のとおり」と記載し,支援委託契約書(参考様式第1 - 1		
			- 18号)を添付することとして差し支えない。	8号)を添付することとして差し支えない。		
1 4 7	参考様式	支援委託契約に係る	7 について,届出の事由が支援委託契約の終了の場	7 について,届出の事由が支援委託契約の終了の場		
	第3 - 3号	届出書	合、「C 契約の終了」を記載する。	合,「C 契約の終了」を記載する。		
1 4 8	参考様式	支援委託契約に係る	8 Cb欄の「終了の事由」については,以下の対応表に基	8 Cb欄の「終了の事由」については,以下の対応表に基づ		
	第3 - 3号	届出書	づきチェックする。	きチェックする。		
			なお,中分類で「その他」にチェックした場合は,全角20	なお,小分類で「その他」にチェックした場合は,全角20		
			文字以内で簡潔に内容を記載する。	文字以内で簡潔に内容を記載する。		
			(略)	(略)		
1 4 9	参考様式					
	第3 - 3号		届出機関	届出機関		
	(別紙)		法人番号	法人番号(13 桁)		
			機関の氏名又は名称	機関の氏名又は名称		

			機関の住所	(略)			機関の住所	前 (略	•)	
150	参考様式	受入れ困難に係る届	届出機関			盾	届出機関			
	第3 - 4号	出書	法人	番 号		法	法人番号(13 桁)			
			機関の氏名又は名称			橯	関の氏名又は名	称		
			機 関 の住 所			档	と 関の住	所		
						担	当	者		
						電	話番	号		
151	参考様式	受入れ困難に係る届	届出人(代理人)の	署名 / 届出年月日		本届	冨出書作成者の 署	署名 / <mark>作成</mark> 年	月日	
	第3 - 4号	出書								
1 5 2	参考様式	受入れ困難に係る届	注意 届出書作成後	後届出までに記載内]容に変更が生じた	注意	意 届出書作成領	後届出までに詰	記載内容に変	更が生じた
	第3 - 4号	出書	場合 , 届出人が変	逐更箇所を訂正し,	署名すること。	t	易合 , 特定技能所	所属機関が変	更箇所を訂正	し,押印す
						3	ること。			
						(注	() 本書中 , のつ	いた連絡先に	ついては,届と	出内容の確
						È	忍のため , 連絡さ	せていただ〈場	合があります。	
153	参考様式	受入れ困難に係る届	(記載要領)			(記	載要領)			
	第3 - 4号	出書	【 Bを記載する場合	合 】		[B を記載する場合)		
			1 (略)			1	(略)			
			2 B c 欄の「事案の	既要」について,全角	角20文字以内で,	2	B c 欄の「事案の	概要」について	て,全角20文	字以内で,
			内容を具体的 , か	つ,簡潔に記載する	პ .	P	内容を具体的,か	つ,簡潔に記	載する。	
				T				Τ		
			特定技能外	2 37 11 11-112	のための措置		特定技能外		継続のための	
			国人の現状	A 活動継続の	B 措置内容		国人の現状	A 活動継続	売の B 措訂	置内容
				意思				意思		
				(略)	(略)			(略)	(略)	
			連絡可能	活動継続の意		 連絡可能		活動継続の		援実施
				思なし(帰国希	その他		7130	思なし(帰国	国希 その他	
				望)				望)		

			(略) (略	<u>————</u> 子)	(略)		その他	雇用継続
								転職支援実施
								帰国支援実施
								雇用契約解除
								その他
						(略)	(略)	(略)
154	参考様式						·	<u>.</u>
	第3 - 4号		眉	a 出機関			届出	機関
	(別紙)		法人番号			法人都	番号(13 桁)	
			機関の氏名又は名称	T		機関の	氏名又は名称	
			住所	(略)		機	関の住所	(略)
1 5 5	参考様式	出入国又は労働に	不正行為の概要			不正行為	めの概要	
	第3-5号	関する法令に関し不	(略)			(略)		
		正又は著し〈不当な	C 不正行為の類型			C 不正行	万為の類型	
		行為(不正行為)に	(略)			(略)		
		係る届出書	特定技能基準領	省令第2条	第1項第4号リ(11)	特	定技能基準省令	第2条第1項第4号リ(11)
			(法第19条の	21第1項(の規定による処分に違	[(法第19条の21	第1項の規定による処分に違
			反する行為)			3	する行為)	
						そ	の他の出入国又	は労働に関する法令に関し
						正又	スは著し〈不当な行	行為
1 5 6	参考様式	出入国又は労働に	届出機関			届出機関		
	第3 - 5号	関する法令に関し不	法 人 番 号			法人番号	号 (13 桁)	
		正又は著し〈不当な	機関の氏名又は名称			機関の氏	名又は名称	
		行為(不正行為)に	機 関 の住 所			機関	の 住 所	
		係る届出書				担	当 者	
						電話	番号	
157	参考様式	出入国又は労働に	届出人(代理人)の署名	/届出年月		本届出書作	成者の署名 / 作	 ■ <mark>成</mark> 年月日

-	T				1			
	第3 - 5号	関する法令に関し不						
		正又は著し〈不当な						
		行為(不正行為)に						
		係る届出書						
1 5 8	参考様式	出入国又は労働に	注意 届出書作成後届出まで	でに記載内容に変更が生じた	注意 届出書作成後届出ま	でに記載内	容に変更だ	が生じた
	第3 - 5号	関する法令に関し不	場合 , <mark>届出人</mark> が変更箇所を	E訂正し, <mark>署名</mark> すること。	場合,特定技能所属機関	が変更箇所	fを訂正し	,押印す
		正又は著し〈不当な			ること。			
		行為(不正行為)に			(注)本書中、 のついた連絡	発について	は,届出内	内容の確
		係る届出書			認のため,連絡させていた	だ〈場合があ	ります。	
1 5 9	参考様式							
	第3 - 5号		届出榜	後 関	届出村	幾関		
	(別紙)		法人番号		法人番号(13 桁)			
			機関の氏名又は名称		機関の氏名又は名称			
			機関の住所	(略)	機関の住所	(略)		
1 6 0	参考様式	受入れ状況に係る届		年 月 日作成	(削除)	•		
	第3 - 6号	出書						
1 6 1	参考様式	受入れ状況に係る届	特定技能所属機関の氏名又	は名称	特定技能所属機関の氏名又	は名称		
	第3 - 6号	出書	作成責任者の	氏名 印	作成責任者	の氏名		EП
						話番号		
1 6 2	参考様式	受入れ状況に係る届	(注意)		(注意)			
	第3 - 6号	出書	1~5 (略)		1~5 (略)			
			6 「活動日数」は,活動状況	c関する届出(参考様式第3				
			- 8号)に添付する賃金台	帳に活動日数の記載がある				
			場合には記載不要。					
1 6 3	参考様式	受入れ状況に係る届	(追加)		本届出書作成者の署名 / 作	成年月日		
	第3 - 6号	出書						
						年	月	日
<u> </u>	1				•			

1 6 4	参考様式	支援実施状況に係る			年	月	日作成	注意	場合 する 本 の確	、特定技能所属 こと。 s書中, のつい	までに記載内容に変更が生じた 機関が変更箇所を訂正し,押印 た連絡先については,届出内容 なせていただ〈場合があります。
104	第3 - 7号	は、日本の一般の表現である。			+	73	LI I FIJX	ונים)	[7]		
1 6 5	参考様式	支援実施状況に係る			 者		ЕП	(削	除)		
	第3 - 7号	届出書		,,,,,,,,	П			(133)	1.3.		
166	参考様式	支援実施状況に係る									
	第3 - 7号	届出書	1	法人番号					1	法人番号	
			特	(ふりがな)					特	(13桁)	
			定 技	氏名又は名称					定技	(ふりがな)	
			能	住所	〒 -				能	氏名又は名称	
			特定技能所属機関		(電話 -	-)		特定技能所属機関	住所	〒 -
											(電話)
1 6 7	参考様式	支援実施状況に係る									
	第3 - 7号	届出書	2	(略)	(略)				2	(略)	(略)
			1号特定技能外国人	住居地	〒 -				1号特定技能外国	住居地	〒 -
			外		(電話 -	_)		外風		(電話)
				(略)	,		,		人	(略)	,

	ī	T	T	T
1 6 8	参考様式	支援実施状況に係る	(注意)	(注意)
	第3 - 7号	届出書	1 印には,記載をしないこと。	1 「届出の対象期間」は、1月1日から3月31日までを「第
			2 「届出の対象期間」は,1月1日から3月31日までを	1四半期」,4月1日から6月30日までを「第2四半期」,
			「第1四半期」,4月1日から6月30日までを「第2四半	7月1日から9月30日までを「第3四半期」,10月1日か
			期」,7月1日から9月30日までを「第3四半期」,10月	ら12月31日までを「第4四半期」とし,該当する届出対
			1日から12月31日までを「第4四半期」とし,該当する	象期間を記載すること。
			届出対象期間を記載すること。	2 1欄の「法人番号」欄は,法人でない場合は空欄とする。
			3 1欄の「法人番号」欄は,法人のみ記載すること。	3 2欄は,届出の対象期間において支援を実施した1号特
			4 2欄は,届出の対象期間において支援を実施した1号	定技能外国人が複数名いる場合には,2欄の「氏名」欄
			特定技能外国人が複数名いる場合には,2欄の「氏名」	に「別紙のとおり」と記載し,名簿を別紙として添付するこ
			欄に「別紙のとおり」と記載し,名簿を別紙として添付す	と。なお,受入れに関する届出と同時に届出を行う場合
			ること。なお,受入れに関する届出と同時に届出を行う	には,2欄の「氏名」欄に「受入れに状況に係る届出書に
			場合には,2欄の「氏名」欄に「受入れに状況に係る届	記載のとおり」と記載した上、別紙の名簿の添付は省略し
			出書に記載のとおり」と記載した上,別紙の名簿の添付	て差し支えない。
			は省略して差し支えない。	4 3欄は,届出の対象期間の四半期に実施すべき支援に
			5 3欄は,届出の対象期間の四半期に実施すべき支援	ついて記載し,当該期間にそれぞれの支援項目について
			について記載し,当該期間にそれぞれの支援項目につ	実施すべき対象者がいなかった場合は「支援対象者な
			いて実施すべき対象者がいなかった場合は「支援対象	し」にチェックマークを付すこと。
			者なし」にチェックマークを付すこと。	5 3欄 は,生活オリエンテーションの確認書(参考様式第
			6 3 欄 は,生活オリエンテーションの確認書(参考様式	5 - 8号)を添付すること。
			第5 - 8号)を添付すること。	6 3欄 の「相談内容及び対応結果」欄は,1号特定技能
			7 3欄 の「相談内容及び対応結果」欄は,1号特定技	外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を
			能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結	 具体的かつ簡潔に記載すること。また,労働基準監督署
			果を具体的かつ簡潔に記載すること。また,労働基準	への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、
			監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った	その旨を記載すること。
			場合は,その旨を記載すること。	なお,届出対象期間において,苦情・相談対応を行っ
			なお,届出対象期間において,苦情・相談対応を行	た者が複数名いる場合は,「別紙のとおり」と記載し,本届

った者が複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、

出書に相談記録書(参考様式第1-25号)を添付するこ

8 3欄 の「転職支援内容及び対応結果、欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨配載すること。なお、届出対象期間において、転職支援を行った者が複数名いる場合は、別紙のとおり、と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5・5号及び5・6号)を添付することと 第3 7号 届出書 年 月 日作成		ı	T		
8 3 欄 の「転職支援内容及び対応結果、欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に配載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った者が複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3 個 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付することととしても差し支えない。 9 3 個 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付すること。 16 9 参考様式 第3 - 7号 届出書 年月日作成 特定技能所属機関の氏名又は名称作成責任者 役職・氏名 印				本届出書に相談記録書(参考様式第1 - 25号)を添	ととしても差し支えない。
的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の 内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。 また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。 また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。 なお、届出対象期間において、転職支援を行った者 が複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び 5 - 6号)を添付すること。 年月日作成 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者役職・氏名 第3 - 7号届出書 2程実施状況に係る 届出書 170 参考様式 第3 - 7号届出書 171 参考様式 第3 - 8号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [付することとしても差し支えない。	7 3欄 の「転職支援内容及び対応結果」欄は,非自発
大きた。転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。 また。転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った者 が場数名いる場合は、その旨記載すること。 なお。届出対象期間において、転職支援を行った者 が複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、本届出書 に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付すること。				8 3欄 の「転職支援内容及び対応結果」欄は,非自発	的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の
また,転職支援として,公共職業安定所へ相談を行った者 た場合は,その旨記載すること。 なお、届出対象期間において、転職支援を行った者 複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5・5号及び 5・6号)を添付すること。 4 月 日中成 第3・7号 届出書 中成責任者 役職・氏名 日 電話番号 年月 日 注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生した 場合、持定技能所属機関が変更箇所を訂正し、押日すること。 4 月 日 注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生した 場合、持定技能所属機関が変更箇所を訂正し、押日すること。 本書中、のついた連絡先については、届出内名の確認のため、連絡させていただ(場合があります。 171 参考様式 第3・8号 指動状況に係る届出 書 旧出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略)				的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の	内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。ま
た場合は、その旨記載すること。 なお、届出対象期間において、転職支援を行った者 が複数名いる場合は、「別紙のとおり、と記載し、本届出 書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支え ない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び 5 - 6号)を添付すること。 169 参考様式 変援実施状況に係る 第3 - 7号 届出書 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印 電話番号 170 参考様式 第3 - 7号 届出書 年 月 日 170 参考様式 第3 - 7号 届出書 170 参考様式 第3 - 8号 届出書 170 第3 - 8号 届出書 170 第3 - 8号 170 月 170 多考様式 第3 - 8号 170 月 170				内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。	た, 転職支援として, 公共職業安定所へ相談を行った場
なお、届出対象期間において、転職支援を行った者が複数名いる場合は、「別紙のとおり、と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付すること。 5 - 6号)を添付すること。 169 参考様式 支援実施状況に係る				また, 転職支援として, 公共職業安定所へ相談を行っ	合は,その旨記載すること。
が複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は、定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付すること。 169 参考様式 支援実施状況に係る				た場合は,その旨記載すること。	なお,届出対象期間において,転職支援を行った者が
書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。 9 3欄 は,定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付すること。 169 参考様式				なお,届出対象期間において,転職支援を行った者	複数名いる場合は,「別紙のとおり」と記載し,本届出書
ない。 9 3欄 は,定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び 5 - 6号)を添付すること。 169 参考様式 支援実施状況に係る 年 月 日作成 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印 電話番号 170 参考様式 第3 - 7号 届出書 年 月 日				が複数名いる場合は,「別紙のとおり」と記載し,本届出	に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えな
9 3欄 は,定期面談報告書(参考様式第5 - 5号及び5 - 6号)を添付すること。 - 6号)を添付すること。 169 参考様式 第3 - 7号 届出書 支援実施状況に係る 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印 作成責任者 役職・氏名 印 電話番号 170 参考様式 第3 - 7号 届出書 支援実施状況に係る 届出書 170 参考様式 第3 - 7号 届出書 (追加) 本届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内をの確認のため,連絡させていただ(場合があります。 171 参考様式 活動状況に係る届出 第3 - 8号 書 1 届出対象期間 (略)				書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支え	ι ۱ _°
5 - 6号)を添付すること。 169 参考様式 支援実施状況に係る 年 月 日作成 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印 作成責任者 役職・氏名 印 作成責任者 役職・氏名 印 本届出書作成者の署名 / 作成年月日 日 注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた 場合 , 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し , 押印 すること。 本書中 , のついた連絡先については , 届出内名の確認のため , 連絡させていただ(場合があります。 171 参考様式 第3 - 8号 書 (略) 1 届出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略)				ない。	8 3欄 は,定期面談報告書(参考様式第5-5号及び5
169 参考様式 支援実施状況に係る 毎日 日 日 日 日 日 日 日 日				9 3欄 は,定期面談報告書(参考様式第5-5号及び	- 6号)を添付すること。
第3-7号 届出書 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印 電話番号 本届出書作成者の署名 / 作成年月日 170 参考様式 第3-7号 支援実施状況に係る 届出書 (追加) 本届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日すること。本書中,のついた連絡先については,届出内名の確認のため,連絡させていただく場合があります。 171 参考様式 第3-8号 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略)				5 - 6号)を添付すること。	
作成責任者 役職・氏名 印 電話番号 170 参考様式 支援実施状況に係る (追加) 本届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた 場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日 すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内名 の確認のため,連絡させていただく場合があります。 171 参考様式 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 第3-8号 書 (略) 1 届出対象期間 (略) (略)	1 6 9	参考様式	支援実施状況に係る	年 月 日作成	特定技能所属機関の氏名又は名称
170 参考様式 支援実施状況に係る (追加) 本届出書作成者の署名 / 作成年月日 年 月 日 注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた 場合 , 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し , 押日 すること。 本書中 , のついた連絡先については , 届出内容 の確認のため , 連絡させていただ (場合があります。		第3 - 7号	届出書	特定技能所属機関の氏名又は名称	作成責任者 役職・氏名 印
第3 - 7号 届出書 年 月 日 注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた 場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日 すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内名 の確認のため,連絡させていただく場合があります。 171 参考様式 第3 - 8号 書 (略)				作成責任者 役職・氏名 印	電話番号
年 月 日 注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた 場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日 すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内容 の確認のため,連絡させていただく場合があります。 171 参考様式 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 1 届出対象期間 (略) (略)	1 7 0	参考様式	支援実施状況に係る	(追加)	本届出書作成者の署名 / 作成年月日
注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内容の確認のため,連絡させていただ〈場合があります。 171 参考様式 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 (略) (略) (略)		第3 - 7号	届出書		
場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内容の確認のため,連絡させていただ〈場合があります。 171 参考様式 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 (略) (略)					年 月 日
場合,特定技能所属機関が変更箇所を訂正し,押日すること。 本書中, のついた連絡先については,届出内容の確認のため,連絡させていただ〈場合があります。 171 参考様式 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略)					
171 参考様式 第3 - 8号 活動状況に係る届出 (略) 1 届出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略) (略)					注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた
171 参考様式 第3 - 8号 活動状況に係る届出 (略) 1 届出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略) (略)					場合 , 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し, 押印
171 参考様式 第3 - 8号 活動状況に係る届出 (略) 1 届出対象期間 (略) 1 届出対象期間 (略)					すること。
171 参考様式 活動状況に係る届出 1 届出対象期間 第3-8号 書 (略) (略) (略)					本書中, のついた連絡先については,届出内容
第3 - 8号 書 (略)					の確認のため,連絡させていただ〈場合があります。
	171	参考様式	活動状況に係る届出	1 届出対象期間	1 届出対象期間
「届出の対象期間」は1月1日~3月31日を「第1」 「届出の対象期間」は1月1日~3月31日を「第1」		第3 - 8号	書	(略)	(略)
ALL PRODUCTION OF THE STATE OF				「届出の対象期間」は1月1日~3月31日を「第1	「届出の対象期間」は1月1日~3月31日を「第1四

			四半期」,4月1日~6月30日を「第2四半期」,7月 半期」,4月1日~6月30日を「第2四半期」,7月1日
			1日~9月30日を「第3四半期」,10月1日~12月 ~9月30日を「第3四半期」,10月1日~12月31日
			31日を「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を を「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載す
			 記載すること。ただし,初回の報告の始期は1号特定 ること。ただし,初回の報告の始期は 1 号特定技能外
			技能外国人又は 2 号特定技能外国人(以下「特定 国人又は 2 号特定技能外国人(以下「特定技能外国
			技能外国人」という。)の雇用を開始した日として〈ださ 人」という。)が在留資格「特定技能」の許可を受けた日
			い。としてください。
172	参考様式 第3 - 8号	活動状況に係る届出書	2 特定技能所属機関 2 特定技能所属機関
	1 20 - 0 D	目	1 法人番号 1 法人番号
			<u>特</u> (略) (略) (略) (13桁)
			特定技能所属機関
			(電話)
173	参考様式	活動状況に係る届出	3 報酬に関すること 3 報酬に関すること
	第3 - 8号	書	
			朝及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能 額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外
			外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の 国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法
			方法により現実に支払われた額を含む。) により現実に支払われた額を含む。)
			別添資料のとおり。 参考様式第3-8号(別紙)及び別添資料のとおり。
			(2) (略)
174	参考様式	活動状況に係る届出	9 特定技能外国人の受入れに要した費用の額(届出対 9 特定技能外国人の受入れに要した費用の額(届出対象
	第3 - 8号	書	象期間内) 期間内に在籍していた者)

			受入れに要した費用 <mark>を</mark> の総数 人	徴収した物	寺定技能外国人	受入れに要した費用の対 の総数 人	付象となる	特定技能外国人	
				≐∔	———	受入れに要した費用の	<u></u> ≟∔	円	
							 		
			総額 	(円/人)	総額 	(円/人)	
			(内訳)	(内訳)		(内訳)	(内訳)	_	
			│ │・受入れの準備に要した		円	│ │・受入れの準備に要した		円	
				(円/人)	費用 	(円 / 人)	
			・特定技能外国人の人 件費	円(円/人)	·特定技能外国人の人件 費	円(円/人)	
			・特定技能1号外国人の 支援に要した費用	円(円/人)	・特定技能1号外国人の 支援計画の実施に要した	円(円/人)	
			・その他	円(円/人)	費用	 m /		
						・その他	円(円/人)	
475	44 1 7 1 4 12	\7.44.1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(<u>\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ </u>			(<u>)</u>			
1 7 5	参考様式	活動状況に係る届出	(注意)			(注意)			
	第3 - 8号	書	1~2 (略)	** · · ·		1~2 (略)		, D. 166	
					(,	3 3欄については,参考様式第3-8号(別紙)に必要項目			
			目を記載の上,(1)及び(2						
			かにする資料(賃金台帳等)			する資料(賃金台帳等)を添			
			届出の対象期間中に履	星用してい	た特定技能外国		量用してい;	た特定技能外国人	
			人について			について			
			・届出の対象期間内に特定	技能外国	人に対して支払っ	・届出の対象期間内に特定	技能外国	3人に対して支払っ	
			た月額報酬(基本賃金,割	增賃金,	手当額,賞与額,	た月額報酬(基本給額,支統	給総額,害	9增賃金,手当額,	
			控除額,差引支払額)			賞与額,法定外控除額,法	定控除額	,差引支払額)	
			(略)			・届出期間内の月ごとの労働	動状況(労	働時間,所定時間	
						外労働時間)			
						(略)			

176	参考様式	活動状況に係る届出	特定技能所属機関の氏名又は名称		特定技能所属機関の氏名又は名称	
	第3 - 8号	書	作成責任者の氏名	印	作成責任者の氏名	ED
					電話番号	
177	参考様式	活動状況に係る届出	(追加)		本届出書作成者の署名 / 作成年月日	
	第3 - 8号	書				
					年	月 日
					注意 届出書作成後届出までに記載内容	に変更が生じた
					場合,特定技能所属機関が変更箇所を	訂正し,押印す
					ること。	
					本書中, のついた連絡先について	は,届出内容の
					確認のため,連絡させていただ〈場合があ	ります。
178	参考様式	支援業務の休止又			届出機関	
	第4 - 1 号	は廃止に係る届出書	登 録 番 号		登録番号	
			法人番号		法人番号(13 桁)	
			機関の氏名又は名称		機関の氏名又は名称	
			機関の住所		機関の住所	
					(本店又は主たる事務所)	
					担当者	
					電話番号	
179	参考様式	支援業務の休止又	届出人(代理人)の署名/届出年月日		本届出書作成者の署名 / 作成年月日	
	第4 - 1 号	は廃止に係る届出書				
			年	月 日	年	月 日
					(注)本書中, のついた連絡先については	
					認のため,連絡させていただ〈場合がありま	きす。
180	参考様式	支援業務の休止又			(注意)	
	第4 - 1 号	は廃止に係る届出書	(略)		(略)	

			届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場
			合, 届出人が変更箇所を訂正し, 署名すること。
			古, MELIX (1) 交叉回 (1) と
181	参考様式	支援業務の再開に	
101		久後乗物の丹崩に	- 周山機関
	第4 - 2号	1糸8曲山吉 	
			法人番号(13桁)
			機関の氏名又は名称 機関の氏名又は名称
			機 関 の 住 所 機 関 の 住 所
			(本店又は主たる事務所)
			担。当者
			電話番号
182	参考様式	支援業務の再開に	届出人(代理人)の署名/届出年月日 本届出書作成者の署名/作成年月日
	第4 - 2号	係る届出書	
			年 月 日 年 月 日
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			認のため、連絡させていただ〈場合があります。
183	参考様式	支援業務の再開に	(注意)
	第4 - 2号	係る届出書	(略)
	73, 23		(プリ)
			合, 届出人が変更箇所を訂正し, 署名すること。
1.0.4	*************************************	十一年 十一年 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十二十 七十 七十 七十 七十 七十 七十 七十 七十 七十 七	<u> </u>
184	参考様式	支援実施状況に係る	
	第4-3号	届出書	<u> </u>
			3 法人番号 (略) (略) (時) (13桁) (日) (日) (日) (
			接 住所 〒 - 接 (略) (略)
	<u>l</u>	<u> </u>	

	Г	Т			T	T		1		T	
										住所	〒 -
										(本店又は主	
										たる事務所)	
						(電話)			ŕ	
			L			(-5#4	,				(電話)
105	4 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *										
1 8 5	参考様式	支援実施状況に係る	Г		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					N 1 55 5	T
	第4 - 3号	届出書		2	法人番号				2	法人番号	
				特	(略)	(略)			特	(13桁)	
				特定技能所	住所	〒 -			特定技能所属機関	(略)	(略)
				能					能	住所	〒 -
				属					属		
				属 機 関					機		
				闰		 (電話	,		闰		
			L			(电前)				/ क ≑ -
	/> / 124 12										(電話)
1 8 6	参考様式	支援実施状況に係る	,	E意)				,	È意)	_	
	第4 - 3号	届出書	1 ~	- 5 (1	略)			1 -	~ 5 (B	恪)	
			6	4欄	の「相談内容及	なび対応結果」欄は,支	援を実施	6	4欄	の「相談内容及る	び対応結果」欄は,支援を実施し
			l	した場	合のみ,1号特別	定技能外国人から受け	けた相談の		た場合	でみ , 1号特定技	支能外国人から受けた相談の内
			Į.	内容及	及び相談への対力	応結果を具体的に記載	載し,相談		容及び	相談への対応結	果を具体的に記載し,相談対応
			3	対応と	として,労働基準	監督署への通報や公	共職業安		として,	労働基準監督署	暑への通報や公共職業安定所へ
			5	定所^	への相談を行った	:場合は,その旨を併せ	て記載す		の相談	を行った場合は	, その旨を併せて記載することな
				ることが	なお、届出対象の	の期間において,相談・	苦情対応				おいて,相談・苦情対応を行った
					•	る場合は、「別紙のとお			•		,「別紙のとおり」と記載し,相談記
						·					
				-	•	様式第5 - 4号)を添付	199666				号)を添付することとしても差し支
					差し支えない。				えない		
			7	4欄	の「転職支援内	容及び対応結果」欄に	ま,非自発				容及び対応結果」欄は,非自発
			É	的離單	戦をした1号特定	技能外国人に対する転	職支援の		的離暗	ぱをした1号特定打	支能外国人に対する転職支援の
			Į.	内容及	及び対応結果を	具体的に記載し,転職	戦支援とし		内容及	び対応結果を具	体的に記載し,転職支援として,

			て,公共職業安定所へ相談を行った場合は,その旨を	公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨を併せ
			併せて記載すること。なお,届出の対象期間において,	て記載すること。なお,届出の対象期間において,転職支
			転職支援を行った者が複数名いる場合は,「転職支援	援を行った者が複数名いる場合は、「転職支援内容」欄
			内容」欄に「別紙のとおり」と記載し,本届出書に説明書	に「別紙のとおり」と記載し,本届出書に説明書(任意様
			(任意様式)を添付することとしても差し支えない。	式)を添付することとしても差し支えない。
			8 4欄 は,定期面談報告書(参考様式第5-5号及び	8 4欄 は,定期面談報告書(参考様式第5-5号及び5
			5 - 6号)を添付すること。	- 6号)を添付すること。
			9~10 (略)	9~10 (略)
187	参考様式	支援実施状況に係る	特定技能所属機関の氏名又は名称	特定技能所属機関の氏名又は名称
	第4 - 3号	届出書	届出人の役職・氏名 印	作成責任者 役職·氏名 印
				電話番号
188	参考様式	支援実施状況に係る	(追加)	本届出書作成者の署名 / 作成年月日
	第4 - 3号	届出書		
				年 月 日
				注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた
				場合 , 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し, 押印
				すること。
				本書中、のついた連絡先については、届出内容
				の確認のため,連絡させていただ〈場合があります。
189	参考様式		項目	項目
	第4 - 4号		法人番号	法人番号(13桁)

	1	<u> </u>	1		
190	参 考 様 式	支援委託手数料に	(新設)		
	第2 - 8号	係る説明書(予定費			
	AD 2 - 0 - 5				
		用)			
				参考様式第2-8号	
				支援委託	任手数料に係る説明書 (予定費用)
				支援委託費用内訳(特定技能	外国人1名当たりの月額)
				項 名目	額及び徴収時期
					金 額: 円
					微収時期: □ 随時 □ 定期 金 額: 円
					翌 額: 白数収時期: □ 随時 □ 定期
					金 額: 円
					徴収時期:□ 随時 □ 定期
					金 額: 円 徴収時期: □ 随時 □ 定期
					飲収吁朔: □ 随吁 □ 疋朔 金 額: 円
					徴収時期: □ 随時 □ 定期
					金 額: 円
					徴収時期:□ 随時 □ 定期
					金 額: 円
					微収時期: □ 随時 □ 定期 金 額: 円
					徴収時期:□ 随時 □ 定期
					金 額: 円
					徴収時期:□ 随時 □ 定期
					金 額: 円 徴収時期:□ 随時 □ 定期
					合計 円
				(注意)	
				2 合計欄には1から10の費用の合計を記載	
					国人支援計画に基づく支援の委託契約を特定技能所属機関と締結するに る特定技能外国人1名当たりの予定費用の内訳であることを説明します。
				THE SET TO A CLASSIC PROPERTY OF THE SET OF	年 月 日 作成
					登録支援機関の氏名又は名称
					作成責任者役職・氏名
					IF M. M. II. II. KWA NA

第3 - 8号 (別紙) お恋機酬の支払状 (別紙) お恋機を持続しませても関係の支払が (別紙) お恋機を持続しませても関係の支払が (別紙) (別紙) お恋性 (別紙) (別紙) (別様) (別様) (別様) (別様) (別様) (別様) (別様) (別様	第3 - 8号 対する報酬の支払状	多气脉环	特定技能外国人に	. ()	新設)												
(別紙)	(別紙) (別紙) (別紙) (別紙) (別紙) (別紙) (別紙) (別紙)				*******												
別紙氏 別紙	(別紙) 別様 日本	お5 - 85	刈りる報酬の文払状	•						参考様	式第3-8号	(別紙)					
Mail	March Section Sectio	(別紙)	況											特定技能外	ト国人に対する	5報酬の支払わ	犬況
The control of the	T	()33/1/10()	<i>7</i> 6							1176.20	SCI./LIMITING V.	PULL AND	vr -	支給総額	法定控除額	法定外控除額	
1987 17 17 17 17 17 17 17	BAR ST ST ST ST ST ST ST S														円	円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる 円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等
2	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1												PI		H	PI F	(同一の業務に従事する日本人従業員の賃金台帳写
Dec 1	Description Proceedings Proceedings Procedings Proceedings Procedings									2			PI		円	円	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等
N 25-0	No											/1	PI		H	PI F	(同一の業務に従事する日本人従業員の賃金台帳事
日本日本	1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									3			H		円	H F	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等 円 □比較対象となる日本人労働者がいな
カー カー カー カー カー カー カー カー	カード カー											月	Р		H	PI F	円 □比較対象となる日本人労働者がいる
1	1									4		月			Ħ	P F	円 □比較対象となる日本人労働者がいな
日 円 円 円 円 円 円 円 円 円	日 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円											月	Pi Pi		H	FI F	円 □比較対象となる日本人労働者がいる
1820 1821	1882 1									5		Я			P	PI F	円 □比較対象となる日本人労働者がいな
0 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	0 方月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 月 日 月 日 日 日 日									No	該当)	Л	F	ŋ	法定控除都 円	Ħ	で比較対象とした従業員 円 □比較対象となる日本人労働者がいる
										6	合		F	4	P	H H	円 □比較対象となる日本人労働者がいな円 (同一の業務に従事する日本人従業員の賃金台帳号)
合計 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円										7			F	Э.	円	円	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等
9 月 円	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本										台		F	9	д	H H	円 (同一の業務に従事する日本人従業員の賃金台帳写し円 □比較対象となる日本人労働者がいる
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本									8		Я	F	ц	円	円	円 □比較対象となる日本人労働者がいな
合計 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	合計 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円									9		Я	F	ŋ ŋ	H H	H H	円 □比較対象となる日本人労働者がいる 円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等
10 月 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	10 月 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円										合	H	F	q	P	P	円 (同一の業務に従事する日本人従業員の賃金台帳写し
月 円 円 円 口 比較対象となる日本人労働者がいる 1 月 円 円 円 円 円 円 円 円 円	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									1 0			F	ц	円	円	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等 円 □比較対象となる日本人労働者がいな
11 月 円 円 円 円 □ □ 比較対象となる日本人労働者がいな	11 月 円 円 円 円 □比較対象となる日本人労働者がいな											Я			д	H I	円 □比較対象となる日本人労働者がいる
												Л					
										11		計					四 (四一の東部に従事する日本人従業員の賃金分帳等)
										11		H H					「四一の業務に従事するまれ、従業員の資金的報等!
										11		H H					7月 (四一の最前に従事する日本人従業員の資金が需等し 日本の場合に従事する日本人従業員の資金が需等し
										11		A H					四一の最前に従事する日本人従業員の資金が報写し
										11		<u>Д</u>					P (F